第４次余市町総合計画

～住み良く安心して暮らせる元気なまち～

北海道余市町

第４次余市町総合計画のスタートにあたって

平成２４年４月

北海道余市町長　嶋　　保

町の「総合計画」とは、まちづくりを進めるにあたっての長期的な方針を定めた、まちづくりの基本となる計画で、今回策定した「第４次余市町総合計画」は、平成２４年度から平成３３年度までの１０年間を計画期間としています。
総合計画策定にあたり、私は「時代認識」として次の３点を掲げました。

〇地方分権の時代であること。すなわち、国や道の指示を待って仕事をする時代は終わったこと。
〇国・地方とも大変な財政難の時代であること。
〇余市町はもとより、国全体が人口減少と少子高齢化の時代にあること。

そしてこうした時代認識を踏まえた「新たな総合計画像」として、次の３点を掲げました。

◇地域住民としっかり連携し、まちづくり協議会等を立ちあげて協働して策定しなければならないこと。
◇地域にある資源、施設、人材を効率的・効果的に活用すること。
◇しっかりとした目標と戦略を持ち、計画を絵にかいた餅にしないこと。

こうした時代認識や新たな総合計画像について、職員はもとより、「余市町まちづくり協議会」の皆様のご理解をいただきながら作業を進め、以下の３点を目標とする計画案を策定いたしました。

□住み良く安心して暮らせるまちを創る
□多様な資源と人的パワーを活かした元気なまちを創る
□町民と行政が連携して歩むまちを創る

策定した計画案につきましては、「余市町総合計画審議会」への諮問、さらには余市町議会における審議を経て、平成２４年　２月２４日に議決を頂きました。
この間、町議会議員各位、町民各位より多くのご意見、ご提言を頂きましたことに、心からお礼を申し上げます。

平成２４年度からは、「第４次余市町総合計画」に基づくまちづくりがスタートします。豊かな自然に恵まれた余市町、そして先人達がたゆまない努力によって築き上げてきた余市町が、将来にわたって住み良く活気に満ちた町であり続けるためには、町民の皆様と行政とが手を携えてまちづくりを進めることが必要です。
皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

町　章

北斗星は町の発展を示し、中央の丸の中の「余市」は団結と親和を表しています。【昭和 12 年制定】

余市町民憲章

わたしたちは、青い海と、香りゆたかな、
果樹園の丘にかこまれた、余市町民です。【昭和 48 年 7 月 1 日制定】

●みんなで親切をつくし、きまりを守もり、明るいまちをつくりましょう。

●みんなで元気にはたらき、産業をさかんにし、豊かなまちをつくりましょう。

●みんなで自然に親しみ、健康で、美しいまちをつくりましょう。

●みんなで郷土を愛し、教養を高め、清新な文化のまちをつくりましょう。

●みんなで力をあわせ、希望あふれる、伸びゆくまちをつくりましょう。

余市町の木・花・鳥・魚

【平成 7 年 3 月 1 日制定】

木：りんご

花：りんごの花

鳥：かもめ

魚：あ　ゆ

目　　次

第１部　計画の策定にあたって

第１章　これまでの「総合計画」とまちづくり ―― 3
第２章　これからのまちづくりと「総合計画」 ―― 5
　第１節　地方自治法の改正と総合計画
　第２節　総合計画策定についての余市町の方針
　第３節　計画の名称
　第４節　計画期間
　第５節　関連計画
　第６節　町民生活主要目標

第２部　余市町の現状

第１章　余市町のあゆみ ―― 11
第２章　地勢と指標 ―― 12

第３部　まちづくりの基本構想と基本計画

第１章　まちづくりの基本構想 ―― 23
　第１節　まちづくりの目標
　第２節　将来の推計人口
　第３節　土地利用の方針
　第４節　施策の大綱
　第５節　施策の体系
第２章　まちづくりの基本計画 ―― 33
　第１節　住み良く安心して暮らせるまちを創る
　　【地域福祉】
　　【児童福祉】
　　【高齢者福祉】
　　【障がい者福祉】
　　【保健予防】
　　【成人保健】
　　【母子保健】
　　【医療】

【交通安全】
【消防・救急】
【消費者保護】
【基幹交通】
【道路】
【河川】
【港湾・海岸保全】
【公園・緑地】
【住宅】
【会館・集会所】
【上水道事業】
【下水道事業】
【環境保全】
【景観・市街地形成】
【克雪・親雪】
【地域防災】

第２節　多様な資源と人的パワーを活かした元気なまちを創る

【農林業】
【漁業・水産加工業】
【６次産業化の推進】
【商工業】
【観光振興】
【雇用・労働】
【学校教育】
【社会教育・サークル活動】
【スポーツ活動】
【文化財】
【人づくり事業】
【地域間交流・国際交流】
【宇宙記念館事業】

第３節　町民と行政が連携して歩むまちを創る

【自治基本条例・町民参加】
【情報公開と広報・広聴】
【町民自治】
【財政基盤の確立】
【行政改革の推進】

【行政組織の効率化】
【広域行政】

資　　料

第１章　第４次余市町総合計画策定経過 97
第２章　第４次余市町総合計画策定に係る組織体制 99
　第１節　余市町総合計画審議会委員名簿
　第２節　余市町総合計画策定委員会委員名簿
　第３節　余市町総合計画策定委員会作業委員会委員名簿
　第４節　余市町総合計画の策定体制
第３章　余市町総合計画審議会条例 103
第４章　諮問書（写）・答申書（写） 104
第５章　町民参加 105

第１部　計画の策定にあたって

第１章　これまでの「総合計画」とまちづくり

第２章　これからのまちづくりと「総合計画」

第１節　地方自治法の改正と総合計画

第２節　総合計画策定についての余市町の方針

第３節　計画の名称

第４節　計画期間

第５節　関連計画

第６節　町民生活主要目標

第１章　　これまでの「総合計画」とまちづくり

余市町では、これまで４度にわたってまちづくりの基本的な方針を示す「総合計画」を策定してきました。最初に、その経過を振り返ります。

①　「余市町建設総合計画」　昭和４７年９月２０日　基本構想議決

昭和４７年度から昭和５６年度までの１０年間を計画期間としています。計画では、最終年次（昭和５６年度）の本町人口を３万人と想定し、まちづくりのビジョンとして「個性豊かな住みよい快適な文化都市建設」「基幹産業育成振興等による豊かな産業都市建設」「地域拠点都市としての余市町建設」の３点を掲げています。

この計画期間における主な事業としては、町民憲章の制定（昭和４８年）、地籍調査事業の開始（昭和５０年）、中央公民館・町民会館・陸上競技場の完成（昭和５４年）などがあります。

②　「余市町総合計画」　昭和５６年１２月１６日　基本構想議決

昭和５７年度から昭和６６(平成３年) 年度までの１０年間を計画期間としています。計画では、最終年次（昭和６６＝平成３年）の本町人口を３万３千人と想定し、施策の大綱として「安全で快適な環境が整った住みよいまちづくり」「町民生活を豊かにし活力と希望にあふれるまちづくり」「健康でだれもがいつでも安心して暮らせるまちづくり」「心の豊かな人間性と香り高い清新な文化の育つまちづくり」「行財政の充実強化」の５点を掲げています。

この計画期間における主な事業としては、各町立学校（黒川小・登小・西中・旭中）の改築、公共下水道の供用開始（平成元年）、余市町図書館オープン（平成３年）などがあります。

③　「新余市町総合計画」　平成４年１０月１日　基本構想議決

平成１３年度を目標年次としています。計画では、最終年次（平成１３年）の本町人口を３万人と想定し、施策の大綱として「快適生活空間のまち構想」「健康福祉のまち構想」「創造と学習のまち構想」「振興と発展のまち構想」「住民と行政のパートナーシップのまち構想」の５点を掲げています。

この計画期間における主な事業としては、町立登小学校（平成６年）及び町立栄小学校（平成７年）の新築、ＪＲ余市駅とエルラプラザの合築（平成８年）、余市宇宙記念館オープン（平成１０年）などがあります。

④　「第３次余市町総合計画」　平成１４年２月２７日　基本構想議決

平成１４年度から平成２３年度までの１０年間を計画期間としています。計画では、最終年次（平成２３年）における本町の目標人口を２万３千人と設定し、施策の大綱として「参加と自律による協働と信頼のまち」「地域に根ざした活力ある産業と魅力ある観光のまち」「健やかで潤いと安らぎのあるまち」「人にやさしい快適で機能的なまち」「夢と感動を育む教育と文化の香るまち」の５点を掲げています。

この計画期間における主な事業としては、町立沢町小学校の改築、あゆ場公園パークゴルフ場のオープン（平成１８年）、余市川浄水場の供用開始（平成２１年）などがあります。

以上のように、余市町ではこれまで４度にわたって総合計画を策定してきました。

これらは、後に述べるように「地方自治法」の規定に基づいて策定し、基本構想について議会の議決を経て計画の推進を図ってきました。

第２章　これからのまちづくりと「総合計画」

第１節　地方自治法の改正と総合計画

「日本国憲法」はその第９２条において、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」としています。この憲法の規定に基づき、「地方自治法」という法律が定められ、その法律に基づいて都道府県や市町村などの地方公共団体が運営されています。「地方自治法」は昭和２２年に制定され、幾次にもわたる改正を経て現在に至っていますが、昭和４４年の改正の際、市町村の事務として「地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」を定めることが義務付けられました。条文は以下のとおりです。

> 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

これまでの４度にわたる総合計画は、この地方自治法第２条第４項の規定に基づき策定してきたものですが、平成２３年４月に地方自治法が改正され、基本構想策定の義務付けが廃止されました（平成２３年８月施行）。義務付け廃止の背景には、「地域のことは地域で決める」という「地方分権」の考え方があります。市町村の総合計画については自治体の事務であり、法律での義務付けを廃止して国の関与をなくすというものです。

このことにより、総合計画の策定や議会議決の要否については、その判断がそれぞれの市町村に委ねられることとなりました。

第２節　総合計画策定についての余市町の方針

地方自治法の改正により、総合計画策定の義務付けが廃止されましたが、余市町としては、今後のまちづくりにおいても長期的な展望にたった総合的な計画は必要であるとの考えに基づき、新たな計画を策定することといたしました。

また、計画の中で、まちづくりの基本的な考え方、方針を示した部分（「基本構想」と「基本計画」）について、「余市町の総合計画を議会の議決事件として定める条例」の規定により議会の議決を求めることといたしました。

第３節　計画の名称

本計画は、余市町の将来に向けたまちづくりの基本的な構想及びまちづくりの基本的な計画を示すものであり、その名称を「第４次余市町総合計画」とします。

第４節　計画期間

第４次余市町総合計画の計画期間は、平成２４年度から平成３３年度までの１０年間とします。

また、計画期間を前期３年、中期３年、後期４年の３期に区分し、まちづくりの基本構想・まちづくりの基本計画に基づき、それぞれの期間ごとに社会・経済情勢や財政状況に応じた事業実施計画を策定します。

事業実施計画は、前・中・後期の各期間が始まる前年に立案し、総合計画の参考資料として位置づけるものとします。

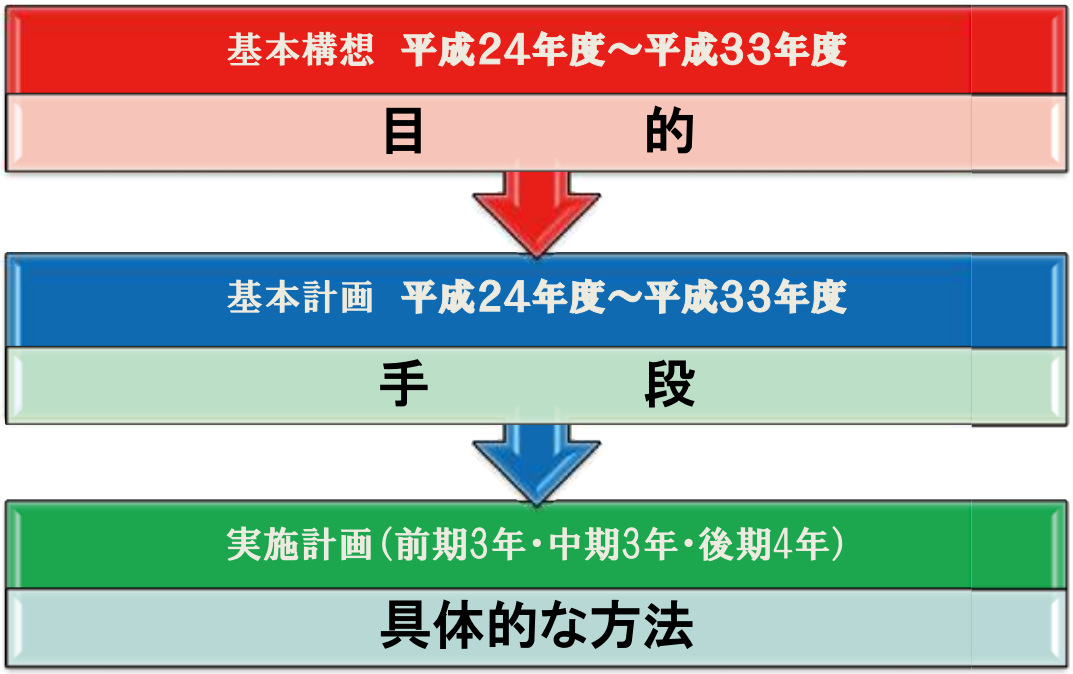

第５節　関連計画

この第４次余市町総合計画は、国の「全国総合開発計画」、「北海道総合開発計画」や道の「新・北海道総合計画」と整合性を図りながら策定しています。余市町が、北後志５ヵ町村の中心都市としての役割を担う一方、国や道の制度や施策に積極的に対応することで、圏域全体での取り組みを一体的に進めることができ、相乗効果を生むことが可能となります。

□全国総合開発計画「２１世紀の国土のグランドデザイン」【国土交通省国土計画局】

- 目標年次
  ２０１０年（平成２２年）～２０１５年（平成２７年）
- 基本目標
  ・地域の自立の促進と美しい国土の創造
  ・生活の豊かさと自然環境の豊かさが両立する世界に開かれた活力ある国土の形成を図る「多軸型国土構造形成の基礎づくり」
  ・開発方式は「参加と連携」
- めざす姿
  第一国土軸を中心とする経済優先の国土構造から新しい国土軸の形成
  （北東国土軸・日本海国土軸・太平洋新国土軸・西日本国土軸）
- 北海道関連主要施策の基本方向
  ・北国らしい特色ある自然や気候を生かした多自然居住地域の創造
  ・中核都市を中心に周辺市町村圏が地域連携に取り組む「パートナーシップ・プロジェクト」の推進
  ・北方圏やアジア、太平洋地域など世界に開かれた広域国際交流圏の形成

□地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画【国土交通省北海道開発局】

- 目標年次
  ２００８年（平成２０年度）～おおむね２０１７年（平成２９年度）まで
- 戦略的目標
  ・アジアに輝く北の拠点～開かれた競争力ある北海道の実現
  ・森と水の豊かな北の大地～持続可能で美しい北海道の実現
  ・地域力ある北の広域分散型社会～多様で個性ある地域から成る北海道の実現
- 主要施策
  ・グローバルな競争力ある自立的安定経済の実現（食、観光、成長産業）
  ・地球環境時代を先導し自然と共生する持続可能な地域社会の形成
  ・魅力と活力ある北国の地域づくり・まちづくり
  ・内外の交流を支えるネットワークとモビリティの向上
  ・安全・安心な国土づくり

□新・北海道総合計画【北海道】

- 目標年次
  平成２９年度
- 将来展望
  「独自性・優位性」「時代の潮流」「課題」を明らかにしつつ、おおむね四半世紀を見据え、北海道の将来を展望
- めざす姿
  ・世界に飛躍する産業
  ・ゆとりと安心のある暮らし
  ・個性と活力に満ちた地域
- 政策展開の基本方向
  めざす姿の実現に向け、「経済・産業」「暮らし・ライフスタイル」「環境・エネルギー」「人づくり・情報・科学技術」「社会資本」の５つの分野ごとに、政策展開の方向を示し、指標を設定

第６節　町民生活主要目標

第４次余市町総合計画

区		分	平成２２年度　A	平成３３年度　B（目標数値）	B／A（%）
町道	延長	km	214.9	224.7	104.6
	舗装延長	km	34.4	45.3	131.7
	簡易舗装延長	km	80.8	81.7	101.1
	舗装延長計	km	115.2	127.0	110.2
	舗装率	%	53.6	56.5	―
下水道普及率		%	79.6	84.2	―
上水道普及率		%	97.5	99.8	―
公営住宅		戸	569	541	95.1
衛生	年間じん芥処理量	t	6,870	6,165	89.7
	年間し尿処理量	kl	8,641	H24 計画策定予定	―

第２部　余市町の現状

第１章　余市町のあゆみ

第２章　地勢と指標

第１章　余市町のあゆみ

本町には数多くの遺跡があり、この地で古くから人々が暮らしを営んでいたことを示しています。先史時代から現在まで、余市町の主なあゆみを振り返ります。

和暦	年	西　暦	で　き　ご　と
縄文時代中期～後期			大谷地貝塚遺跡（国指定史跡）
縄文時代後期			西崎山環状列石（北海道指定史跡）
続縄文時代			フゴッペ洞窟（国指定史跡）
寛文	9	1669	シャクシャインの戦い勃発
文化	3	1806	柏谷喜兵衛がヨイチ場所を請負う
文政	8	1825	竹屋長七がヨイチ場所を請負う
安政	4	1857	ヨイチから稲穂峠までの道路完成
明治	2	1869	場所請負制度廃止。開拓使が余市詰役員派遣（浜中出張所）
	4	1871	旧会津藩士団の入植始まる
	8	1875	開拓使がりんごなどの苗木を黒川・山田の農民に配布
	12	1879	余市りんご「19 号（緋の衣）」「49 号（国光）」が結実
	16	1883	余市～蘭島間のトンネル開通
	33	1900	7 月 1 日、1 級町村制実施余市町となる。人口 7,482 人　戸数 1,225 戸
	35	1902	北海道鉄道株式会社経営の鉄道敷設、余市駅開設
	40	1907	小樽～余市間電話開通
大正	元	1912	東北帝国大学農学部農科大学附属余市果樹園（後に北海道帝国大学農学部附属果樹園）山田村に設置
	4	1915	町内３千余戸に電灯点灯
	9	1920	第 1 回国勢調査実施、余市町の人口は 16,809 人
昭和	4	1929	北海道水産試験場完成
	9	1934	大日本果汁株式会社（現ニッカウヰスキー株式会社）創設
	22	1947	初の民選町長に坂本角太郎氏選出
	25	1950	フゴッペ洞窟の岩面刻画発見、昭和 28 年に国指定史跡となる
	29	1954	上水道工事一部完成、供用開始
	33	1958	余市町立天然水族館開館
	37	1962	8 月 3、4 日の大雨により町内大水害、大川橋流失
	40	1965	北星学園余市高等学校開校
	46	1971	海上自衛隊余市防備隊開隊
	47	1972	笠谷幸生選手、冬季五輪札幌大会 70m級純ジャンプで金メダルに輝く
	48	1973	余市町民憲章制定
	63	1988	英国スコットランド・ストラスケルビン市（現イーストダンバートンシャイア市）と姉妹都市提携の調印
平成	3	1991	余市町図書館開館。北海道余市養護学校開校
	4	1992	毛利衛氏スペースシャトル「エンデバー」に搭乗し、宇宙で科学実験を行う 余市町名誉町民章贈呈
	10	1998	余市宇宙記念館開館 斎藤浩哉・船木和喜選手、冬季五輪長野大会で金メダル獲得
	12	2000	毛利衛氏、スペースシャトル「エンデバー」に再搭乗
	18	2006	あゆ場公園パークゴルフ場オープン
	21	2009	余市川浄水場（山田町）供用開始

第２章　地勢と指標

１．自然環境

本町は、北海道北西部の積丹半島の基部に位置し、海岸部に拓かれたまちで、道央経済圏の一端に属しています。北は日本海に面し、東は小樽市、南は仁木町・赤井川村、西は古平町と接しています。面積は１４０．６０ｋ㎡であり、北海道の総面積８３４５６．８７ｋ㎡の０．１７％に相当し、道内１７９市町村の１５０番目となっています。（面積は平成２３年北海道統計書より）

気候は、日本海を北上する対馬海流（暖流）の影響により、道内では比較的温暖な気候となっています。気温は、年平均８℃前後ですが、日中が高温で夜間は冷涼という１日の寒暖の差が大きい特徴があり、これが果樹の栽培に適した気候条件となっています。風は、南西の風が多く風速２ｍ/ｓ前後とそれほど強くなく、降水量は年間　１，４００㎜程度、降雪量は年間８００㎝と、道内では比較的多いほうとなっています。

町内には余市川・ヌッチ川・登川・畚部川等が縦断しており、その流域に市街地が形成されています。また、周囲は三方を緩やかな丘陵に囲まれており、市街地周辺の地味肥沃な土壌に、果樹園・野菜畑を中心とした農地が広がっています。

北北東及び東北東に延びる海岸線は１７㎞ にも及び、沿岸には地方港湾の余市港と４つの漁港があり、温暖な気候と相まって、古くから格好の漁場となっています。

また、道都札幌市から５８．１ｋｍ、ニセコ積丹小樽海岸国定公園の一部にもなっており、美しい景観に恵まれた海岸線や河川流域は観光価値も高く、さらには遺跡等の文化財など数多くの資源があります。

２．人口と年齢構成

（１）人口の推移

本町の人口は、小樽市を除く後志管内１９町村の中で最も多く、平成２２年の国勢調査では２１，２５８人となっていますが、昭和３５年の２８，６５９人をピークとし、近年においても減少傾向にあり、この１０年で２，４２７人の減少となっています。

これは、出生率の低下に起因するものであると推測されますが、若者の進学・就職を目的とする町外への流出も主たる原因の一つであり、本町の高齢化にも一層の拍車をかけています。

また、世帯数は、この１０年で３４６世帯の減少となっています。

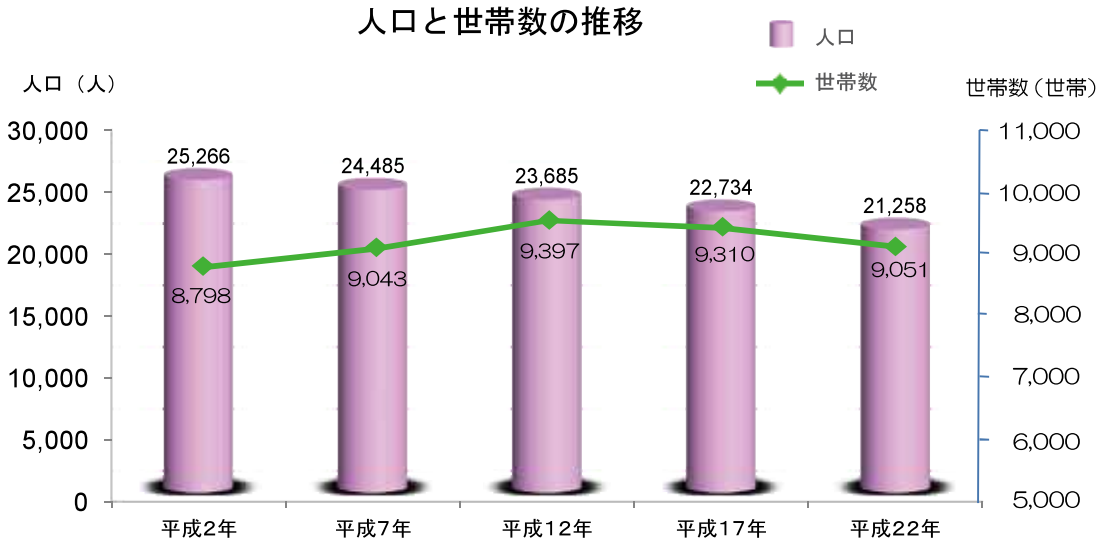

〔国勢調査〕

（２）高齢化率

本町の６５歳以上の高齢者人口は６，６７２人（平成２２年国勢調査）で、高齢化率は約３１．４％となっており、全国・全道と比較しても、非常に高い数字を示しています。

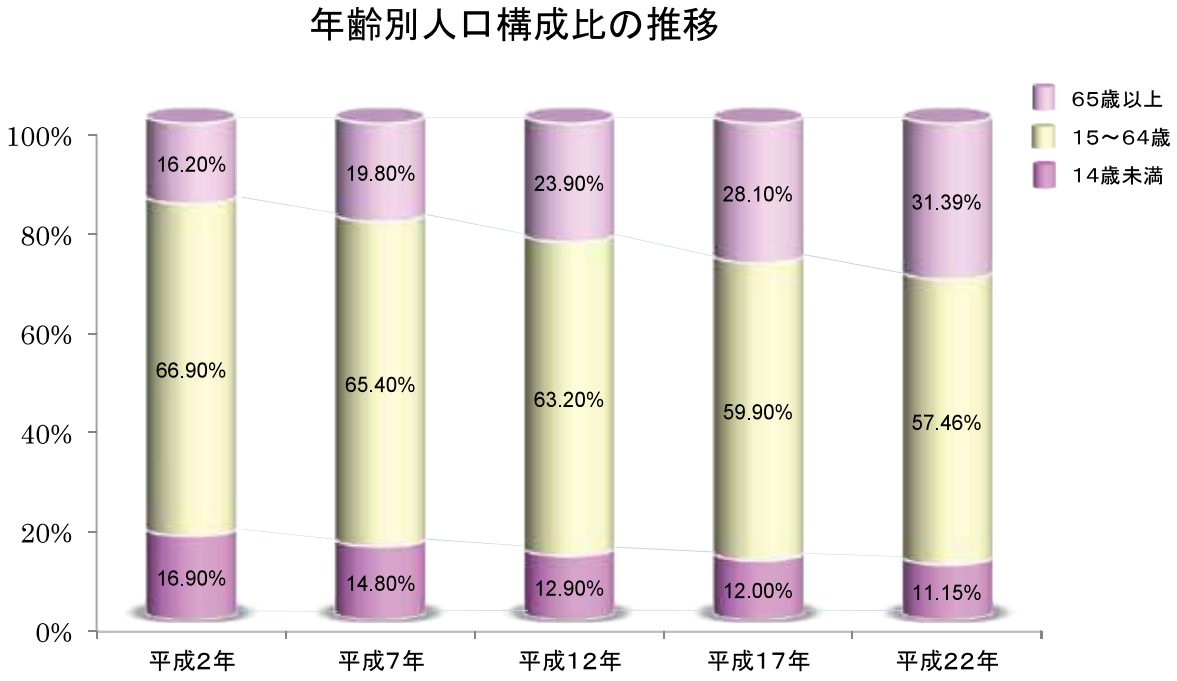

〔国勢調査〕

（３）児童生徒数

本町の児童生徒数は、少子化の影響により全体的には年々減少傾向にあります。このような社会情勢の中で、職場の制度改革や保育所の充実、教育方針の充実を図ることにより、安心して出産・子育てのできる環境づくりが必要となっています。

児童生徒数の推移

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
保育施設	施設数	3	3	3	3	3
	児童数	138	125	115	106	121
	職員数	22	20	21	21	21
幼稚園	園数	3	3	3	3	3
	児童数	286	267	276	288	283
	教員数	21	21	20	23	23
小学校	学校数	6	5	5	5	5
	児童数	1,147	1,081	1,054	1,021	1,004
	教員数	84	75	75	76	71
中学校	学校数	3	3	3	3	3
	児童数	581	589	571	577	539
	教員数	53	54	53	51	49
高等学校	学校数	2	2	2	2	2
	児童数	493	411	378	371	464
	教員数	50	50	45	43	47

［学校基本調査（保育施設は町民福祉課調）］

２．　経済環境

（１）就業人口

本町の１５歳以上の就業者数は、１０，２４３人（平成１７年国勢調査）であり、産業別にみると、第一次産業１，５６８人（１５．３％）、第二次産業１，９９０人（１９．５％）、第三次産業　６，６７７人（６５．２％）となっています。

基幹産業である農漁業をはじめとする第一次産業の就業者数は、年々減少しており、恵まれた自然環境を活かした生産性の高い第一次産業の確立と新たな人材の育成がこれからの課題です。第二次産業については、ほぼ横ばいで推移していますが、なかでも公共事業等に伴う建設業や農水産物を利用した加工・製造業への就労が高い割合を示しています。

また、第三次産業の就業比率は、年々増加の傾向にありますが、これは卸売・小売業、飲食店等の商業分野が一定の高い就業比率を維持していることや、サービス業就業者の増加によるものと考えられます。

〔国勢調査〕

（２）農業生産高

農業は、本町の基幹産業であり、その振興は町の活性化に直結します。

平成２２年の世界農林業センサス等によると、農家数４０７戸、農家人口９０９人、耕地総面積１，００６ha となっていますが、農業の全国的な低迷傾向は本町においても例外ではなく、農家数・農家人口・耕地面積のいずれも年々減少傾向にあり、農業従事者の高齢化や後継者不足という問題を抱えています。

これらを踏まえ、活力ある農業経営体と人材の育成を図るとともに、生産品のブランド化・６次産業化等の農業振興策に積極的に取り組まなければなりません。

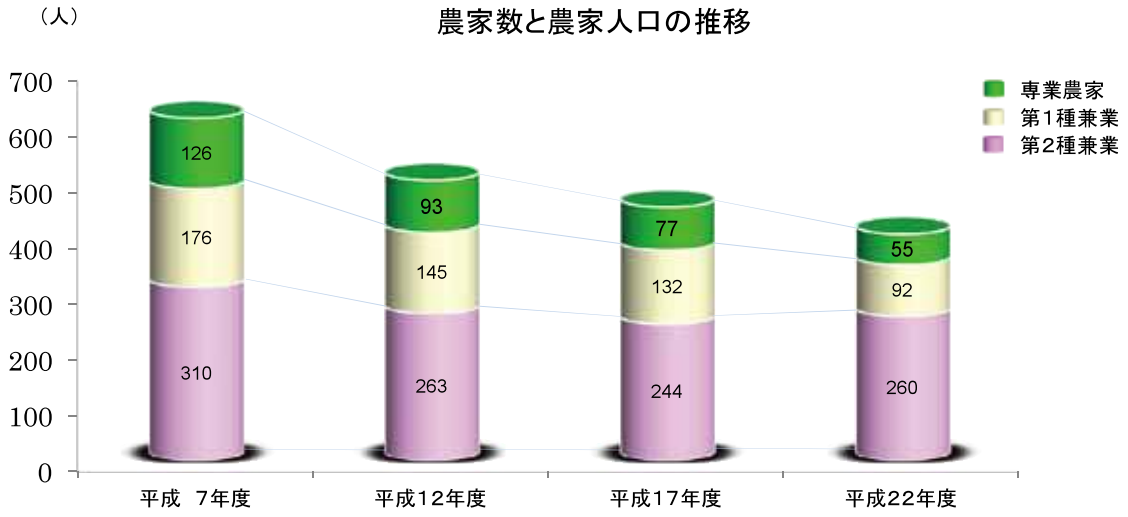

［世界農林業センサス］

（３）漁業生産高

農業とならび本町の基幹産業である漁業については、さけ・たら・かれい類やいか・えび等が生産の多くを占め、平成２２年の余市町漁業生産高報告書によると、全体では漁業生産量約２８１７ｔ、漁業生産高約１２億２，７００万円となっておりますが、近年の海洋環境変化に伴う水産資源の減少や、農業と同様の後継者不足等の影響により、厳しい現状に立たされています。

今後は、とる漁業からつくり育てる増養殖型漁業への転換を図るとともに、漁場の造成及び資源管理の充実を図り、安定した生産性のある近代的漁業の振興に努めながら、漁業経営基盤の強化に取り組まなければなりません。

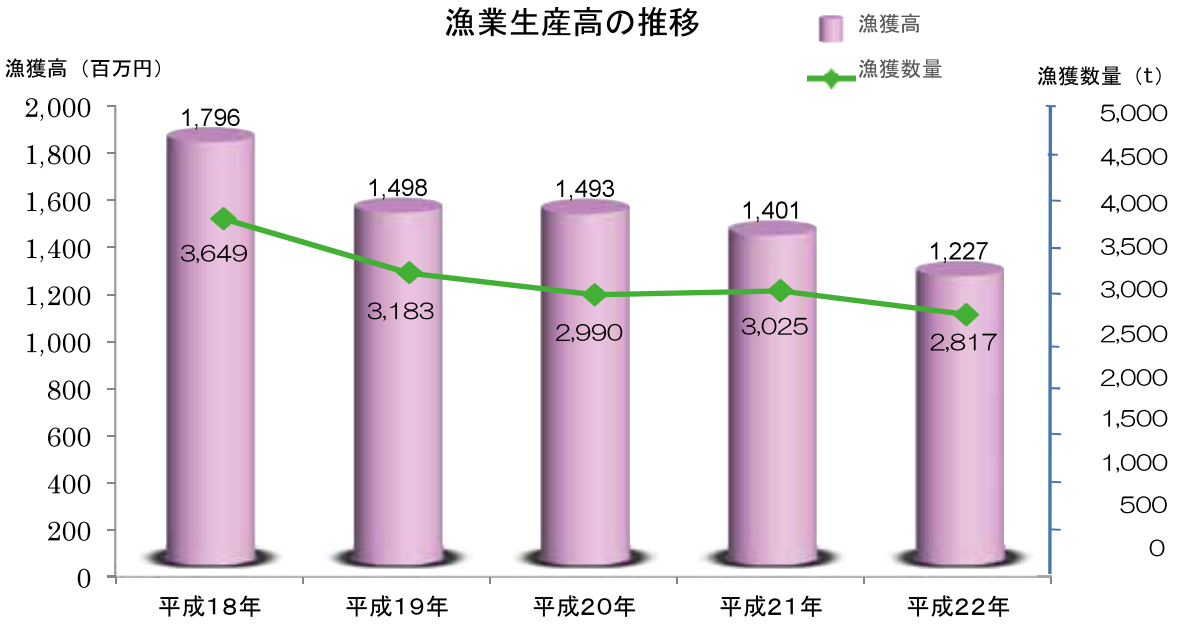

［余市町漁業生産高報告書］

（４）工業生産高

平成２１年の工業統計調査では、本町は事業所数４２件、従業者数６８７人、製造品出荷額は約９億円となっており、そのうち全従業者数及び全製造品出荷額の８割以上を食料品製造業が占めています。

このように、本町の工業の主流である食料品製造業については、豊富な漁獲量を背景とした水産加工部門を筆頭に、余市名産のりんご・桜桃等を利用した農産加工部門、果実や良質の水を利用した酒造部門など、町の産物や気候風土を活用したものが多く、６次産業化への可能性をもった特色ある工業形態となっています。

しかしながら、近年、本町の工業は全般的に低迷傾向にあり、製造品出荷額だけではなく、事業所数・従業者数についても減少しています。

工業の振興は、地域における就業機会の拡大や安定した雇用等に大きく影響し、地域経済の発展にとって重要な要素であるため、関係機関・企業との連携のもと、より一層活性化に取り組む必要があります。

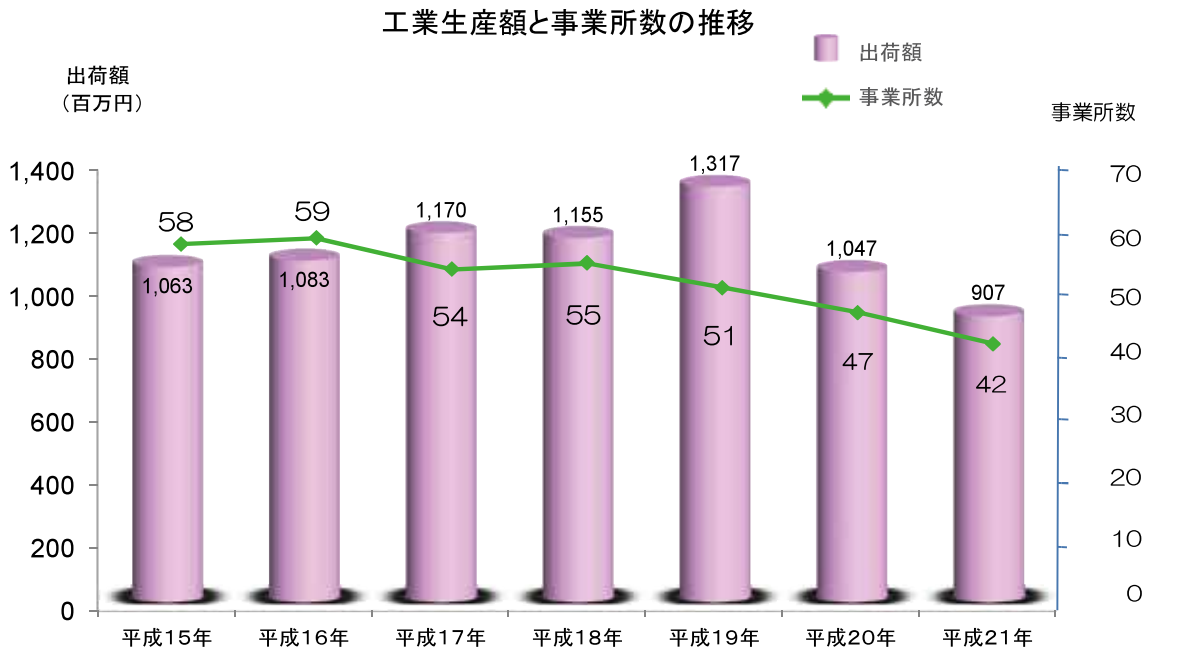

［工業統計調査］

（５）商業販売高

平成１９年の商業統計調査では、本町は店舗数２８４店、従業者数１，８６１人、年間商品販売額約３４７億円となっています。

過去４回の同調査の数字と比較すると、従業者数はほぼ横ばいですが、販売額は平成３年をピークに減少傾向にあり、店舗数にいたっては、１０年間で５５店（１６．２％）もの減少を示しています。

これは、消費者ニーズが多様化・高度化するとともに、モータリゼーションの進展等により大型店やコンビニエンスストアが進出するなど、小売業の環境が大きく変化したものと推測されます。

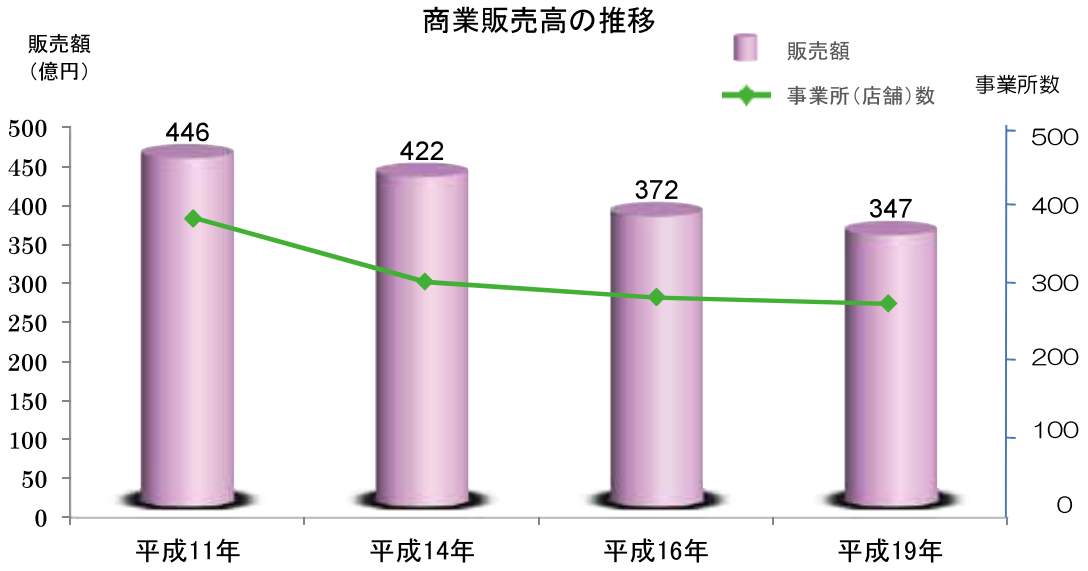

（６）観光入込み客

本町には、「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」に属する美しい自然や、町の観光施設を代表するニッカウヰスキー北海道工場・余市宇宙記念館、町の貴重な文化財施設であるフゴッペ洞窟・余市水産博物館・旧下ヨイチ運上家・旧余市福原漁場など、さまざまな観光資源があります。

これらの観光資源には毎年多くの観光客が訪れており、また、新たな観光ポイントの設定により、その数は増加傾向にあります。

しかしながら、その内訳をみると、季節により観光客入込み数の変動がみられることや、大半が通過型の観光形態となっている傾向が表われています。今後は、近隣市町村との連携を図りながら、広域的な観光産業を振興し、通年型・広域滞在型観光の可能性も探っていくことが必要です。

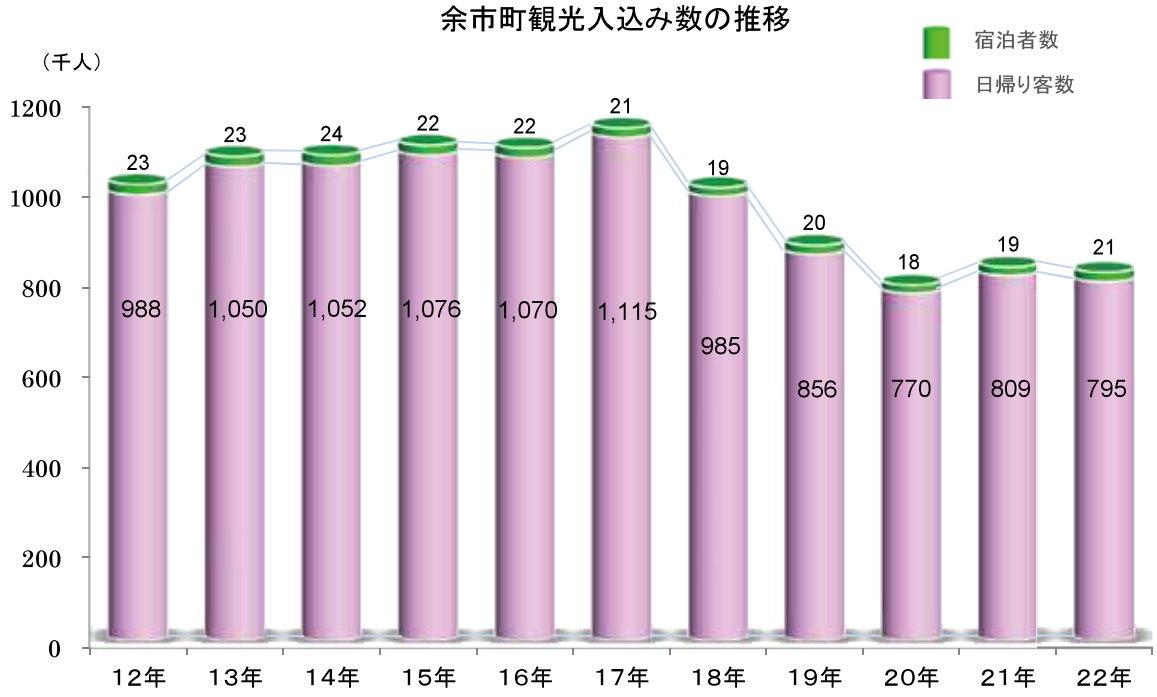

［町経済部商工観光課調］

第３部
まちづくりの基本構想と基本計画

第１章　まちづくりの基本構想

第１節　まちづくりの目標
第２節　将来の推計人口
第３節　土地利用の方針
第４節　施策の大綱
第５節　施策の体系

第１章　まちづくりの基本構想

第１節　まちづくりの目標

まちの主人公は、そのまちの住民です。そのまちで暮らす住民の皆さんが、それぞれに「このまちに住んで良かった」と思えるような、住み良く安心して暮らせるまちを創ることが、まずは、まちづくりの基本的な目標となります。
また、本町はこれまで、四季折々が織り成す豊かな自然環境のもとで発展を遂げてきました。
日本海と緩やかな丘陵に囲まれた本町は、古くはニシンの千石場所として栄え、近代以降は農業と漁業を基幹産業として、町の基礎を築いてきました。
余市町発展の歴史を振り返るとき、豊かな自然環境のほかに欠かすことのできない要素があります。それは幾多の困難を乗り越えてきた、先人たちのたゆまない努力です。
りんごをはじめとする農産物の栽培、漁法の開発、そして水産品や農産品の加工など、先人たちは本町の豊かな資源を活かすために、さまざまな研鑽を積み重ね、技術を磨いてきました。豊かな自然の恵みを受け取り活用してきた人々の努力を経て、現在の余市町があります。
これからのまちづくりを展望する上でも、本町の豊かな自然環境と、資源を活かす人的パワーが必要です。多様な資源と人的パワーを活かした元気なまちを創ることが必要となります。
さらに、これからのまちづくりは、町民と行政が協働して進めることが必要です。
住みよく安心して暮らせるまちづくりも、多様な資源と人的パワーを活かした元気なまちづくりも、町民参加があって実現できるものです。町民参加のしくみを確立し、町民と行政が連携して歩むまちを創ることが必要です。
以上のような考え方をもとに、第４次余市町総合計画においては、次の３点をまちづくりの目標として掲げます。

１．住み良く安心して暮らせるまちを創る

２．多様な資源と人的パワーを活かした元気なまちを創る

３．町民と行政が連携して歩むまちを創る

第２節　将来の推計人口

本町の人口は、平成２年国勢調査では２５，２６６人、以下、平成７年　２４，４８５人、平成１２年　２３，６８５人、平成１７年　２２，７３４人、平成２２年２１，２５８人と推移し、２０年間で、人口にして４，００８人、率にして１５．９％の減少となっています。

少子化の進行や大都市への人口集中等の要因を考えると、本町における人口減少傾向は今後も進むと予想され、平成３３年度の本町の人口は、１９，０００人前後となることが推測されます（トレンド方式）。これは、国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成３２年度で１９，０１６人）とおおむね同様の数値です。

これにより、本計画の最終年次である平成３３年の本町の人口を１９，０００人と設定します。

今後の人口推計

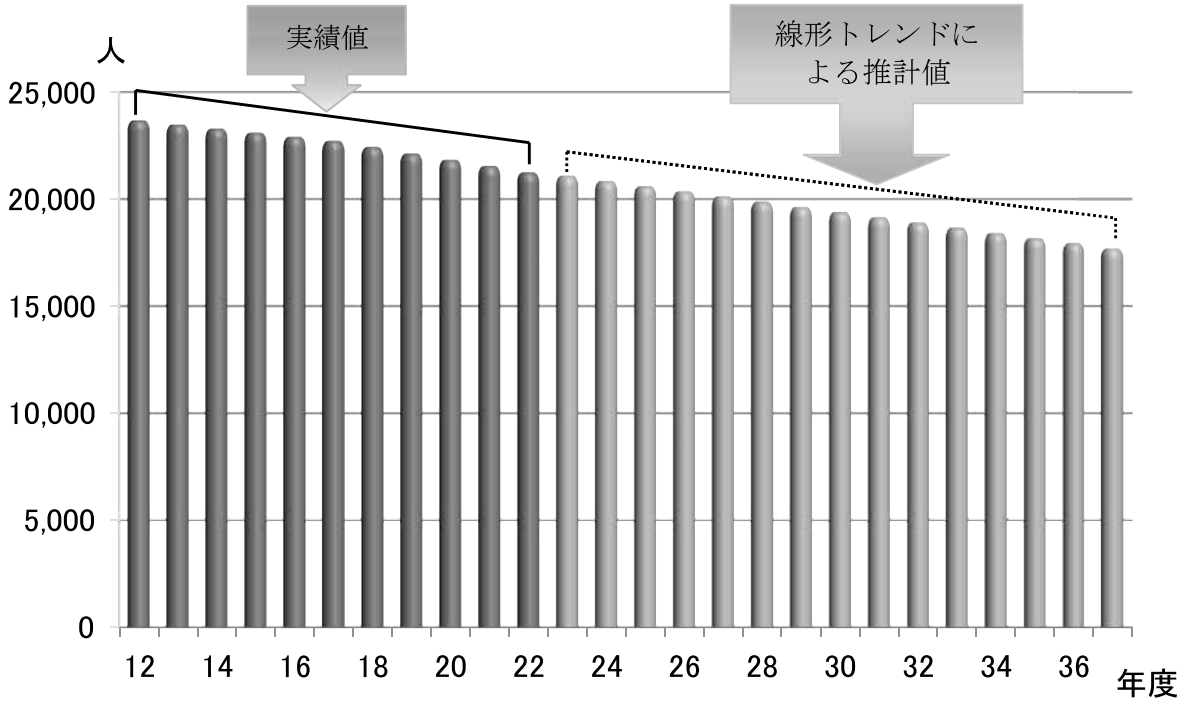

国立社会保障・人口問題研究所では、日本の総人口が２０３０（平成４２）年には１億１，５２２万人、２０５５（平成６７）年には８，９９３万人になると推計しています。このことから、同研究所では日本の２１世紀を「人口減少の世紀」と位置付けています。

日本全体が人口減少の時代を迎えた今、本町においてもこの状況を踏まえた上でまちづくりを展望していくことが求められます。人口や経済が右肩上がりに伸びていた時代とは異なる視点で、限られた資源を有効に活用することや、豊かな自然と共生し、環境を保護していくことなど、「人口減少の世紀」にふさわしい価値観を

持って、本町のまちづくりを進めます。

第３節　土地利用の方針

豊かな自然に恵まれた本町においては、自然環境に十分配慮するとともに、長期的かつ総合的な視野に立ち、公共の福祉を第一とした有効かつ適切な土地利用を図っていくことが必要です。

本計画においては、各地域の特性を活かした秩序ある土地利用を目指します。

１．農業地域

札幌圏という地の利を活かした観光農園や果樹オーナー制、６次産業化の推進など、近代的手法を積極的に取り入れた農業経営の安定化により、本町の基幹産業である農業の維持とより一層の農業振興を図りながら、農地の流動化による遊休農地や耕作放棄地の効果的な活用を促進するとともに、集団的農用地や国・道営の土地改良事業等各種農業投資が行われている区域を含め、「農業振興地域の整備に関する法律」に規定する農用地区域については、今後とも優良な農用地として保全に努めます。

２．市街地地域

本町においては、人口の減少や少子高齢化が進行しているとともに、世帯数についても減少傾向を示しており、今後においてはこうした現状を踏まえた上で、さまざまな機能が集積した都市構造を目指すことが必要となっていることから、市街地の拡大を抑制し、未利用地等の有効活用を図るなど、これまで整備等を進めてきた都市基盤等の既存ストックを有効に活用した、コンパクトな内部充実型の市街地形成に努めます。

３．自然保全（山林・自然公園）地域

温暖な気候条件を活かした農業や資源豊富な日本海沿岸の漁業により発展してきた本町は、果樹を基調とした田園風景や美しく雄大な海岸線の景勝地をはじめ、川や山なみ等の自然環境と調和した都市景観が形成されています。また、本町の全体面積の約３分の２を占める山林は、優れた自然環境や豊かな生態系の基盤となっているばかりでなく、国土保全や水源涵養の役割を担っています。

今後においても町民と行政が一体となった自然保護意識の高揚を図るとともに、恵まれた美しい風景や、森林の持つ多面的な機能にも着目した地域資源等の自然保全に努めます。

４．土地保全地域

溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地域については、市街化を抑制するとともに、市街地周辺の豊富な森林をはじめ環境維持のための緑地・治水・防災など、公益的な機能を果たしている地域については、今後とも森林の保全、河川の改修・整備等の治山・治水事業を促進し、他の計画と調整を図りつつその維持・保全に努めます。

５．その他の地域

原野、水路、道路、雑種地など、上記のいずれにも属さない地域等については、公益性を十分考慮し、自然と調和した本町の特性を活かしながら、秩序ある土地利用に努めます。

地目別土地面積（単位：ｋ㎡）

	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	総面積
平成１８年度	1.51	20.99	4.92	95.08	10.09	3.68	4.33	140.60
平成１９年度	1.51	20.98	4.94	95.10	10.06	3.68	4.33	140.60
平成２０年度	1.51	20.96	4.94	95.12	10.06	3.68	4.33	140.60
平成２１年度	1.51	20.95	4.94	95.10	10.09	3.68	4.33	140.60
平成２２年度	1.46	20.34	4.95	95.09	10.73	3.69	4.34	140.60

［町総務部税務課調］

都市計画用途地域及び農業振興地域の推移（単位：ｈａ）

	都市計画用途地域	農業振興地域
平成１８年度	660	5,869
平成１９年度	660	5,869
平成２０年度	660	5,869
平成２１年度	660	5,869
平成２２年度	660	5,869

［町総務部企画政策課・町経済部農林水産課調］

第４節　施策の大綱

第４次余市町総合計画においては、「まちづくりの目標」として３本の柱を示しています。目標の達成に向けて推進する施策の大綱を以下に掲げます。

なお、各施策を推進するにあたって課題とした各項目については、「第２章　まちづくりの基本計画」において、「これまでの取り組みと現状・課題」「基本目標」「主要施策の体系」を掲げます。

１．住み良く安心して暮らせるまちを創る

今後のまちづくりを展望する上では、少子高齢化社会への対応が大きな課題となります。そうした課題を踏まえた上で、町民が住み良く安心して暮らせるまちをつくるために、以下に掲げる４つの視点から施策を推進します。

（１）町民の暮らし、健康を守るための施策

少子高齢化が進む中で、町民が健やかに生きがいを持って暮らせる地域づくり

に向けて、思いやりと助け合いの精神を大切にした福祉の充実と、保健・医療体制の整備、健康づくりのための施策の充実を図ります。

施策の推進にあたっての課題は、「地域福祉」「児童福祉」「高齢者福祉」「障がい者福祉」「保健予防」「成人保健」「母子保健」「医療」「交通安全」「消防・救急」「消費者保護」の１１項目です。

（２）町民生活に密着した社会資本を整備するための施策

本町がこれまで整備してきた道路や河川、公園や住宅等の社会資本を有効に活用し、人にやさしい機能的で快適な生活空間の創造を目指します。

施策の推進にあたっての課題は、「基幹交通」「道路」「河川」「港湾・海岸保全」「公園・緑地」「住宅」「会館・集会所」の７項目です。

（３）豊かな自然環境を保全するための施策

余市町の豊かな自然環境は、町民の快適な生活や農林水産業を支える大切な資源です。

この大切な資源を育み、後世へと継承していくために、環境保全の取り組みを進めます。

施策の推進にあたっての課題は、「上水道事業」「下水道事業」「環境保全」「景観・市街地形成」「克雪・親雪」の５項目です。

（４）災害に備えたまちづくりを進めるための施策

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災は、未曾有の被害を各地にもたらし、自然災害の恐ろしさとそれに備えることの大切さを、私たちに教えています。また、近年はゲリラ豪雨等による大雨被害も頻発しており、災害に備えたまちづくりを進めることが大変重要になっています。

このことから「地域防災」を課題項目として施策を推進します。

２．多様な資源と人的パワーを活かした元気なまちを創る

元気なまち、活気のあるまち、そして町内外に地域の魅力を発信し続ける、活き活きとしたまち、そんな余市町を目指します。多様な資源と人的パワーを活かした元気なまちを創るために、以下に掲げる３つの視点から施策を推進します。

（１）産業振興のための施策

海の幸・山の幸に恵まれた余市町は、農業、漁業とともに発展してきた町です。そして先人達のたゆまない努力により、豊かな自然の恵みを活かした栽培や加工技術も集積されてきました。これらの地域資源を活かし、地域に根ざした産業を育て、活力ある余市町の創造を目指します。

施策の推進にあたっての課題は、「農林業」「漁業・水産加工業」「６次産業化の推進」「商工業」「観光振興」「雇用・労働」の６項目です。

（２）教育・文化・スポーツの振興を図るための施策

元気なまちを創るのは、そのまちの住民です。元気な余市町は、余市町民が創ります。町民が元気に、生涯のそれぞれの時期に、それぞれの関心に応じて生きがいを持って暮らしていくためにも、教育・文化・スポーツ等を通して、心豊かに人生を楽しんでいけるような地域づくりが必要です。

施策の推進にあたっての課題は、「学校教育」「社会教育･サークル活動」「スポーツ活動」「文化財」の４項目です。

（３）まちづくりを担う人材を育成するための施策

本町が将来に渡って住み良く、元気なまちであり続けるためには、まちづくりを担う人材を育成していくことが必要です。長期的な視野にたって地道に人づくりのための施策を推進します。

施策の推進にあたっての課題は、「人づくり事業」「地域間交流・国際交流」「宇宙記念館事業」の３項目です。

３．町民と行政が連携して歩むまちを創る

「安心して暮らせるまち」も「元気なまち」も、町民と行政が協働することによって実のあるものとすることができます。町民と行政が連携して歩むまちを創るために、以下に掲げる２つの視点から施策を推進します。

（１）協働のまちづくりを進めるための施策

町民と行政の協働を真に実のあるものにするためには、協働のしくみづくりと粘り強い取り組みが必要です。協働の地道な実践により、余市町の「自治の力」を強め、地方分権の時代にふさわしい余市町を創ります。

施策の推進にあたっての課題は、「自治基本条例・町民参加」「情報公開と広報・広聴」「町民自治」の３項目です。

（２）財政基盤の確立と効果的な行政を進めるための施策

少子高齢化・人口減少社会を迎え、かつてのような高度経済成長は望めない時代となっています。町財政も非常に厳しい状況が続いており、こうした財政状況を踏まえた中で、今後のまちづくりを展望していかなければなりません。町民の公平な受益と適正な負担を原則として、自主財源の安定的な確保を図るとともに、限られた財源を効果的・効率的に活用してまちづくりを進めます。

施策の推進にあたっての課題は、「財政基盤の確立」「行政改革の推進」「行政組織の効率化」「広域行政」の４項目です。

第５節　施策の体系

まちづくりの基本構想と基本計画

１．住み良く安心して暮らせるまちを創る

◆町民の暮らし、健康を守るための施策
- ○ 地域福祉
- ○ 児童福祉
- ○ 高齢者福祉
- ○ 障がい者福祉
- ○ 保健予防
- ○ 成人保健
- ○ 母子保健
- ○ 医療
- ○ 交通安全
- ○ 消防・救急
- ○ 消費者保護

◆町民生活に密着した社会資本を整備するための施策
- ○ 基幹交通
- ○ 道路
- ○ 河川
- ○ 港湾・海岸保全
- ○ 公園・緑地
- ○ 住宅
- ○ 会館・集会所

◆豊かな自然環境を保全するための施策
- ○ 上水道事業
- ○ 下水道事業
- ○ 環境保全
- ○ 景観・市街地形成
- ○ 克雪・親雪

◆災害に備えたまちづくりを進めるための施策
- ○ 地域防災

２．多様な資源と人的パワーを活かした元気なまちを創る

◆産業振興のための施策
- ○ 農林業
- ○ 漁業・水産加工業
- ○ ６次産業化の推進
- ○ 商工業
- ○ 観光振興
- ○ 雇用・労働

◆教育・文化・スポーツの振興を図るための施策
- ○ 学校教育
- ○ 社会教育・サークル活動
  - ・社会教育
  - ・生涯学習
  - ・家庭教育
  - ・芸術・文化
  - ・読書推進活動

	○　スポーツ活動 ○　文化財
◆まちづくりを担う人材を育成するための施策	○　人づくり事業 ○　地域間交流・国際交流 ○　宇宙記念館事業
３．町民と行政が連携して歩むまちを創る	
◆協働のまちづくりを進めるための施策	○　自治基本条例・町民参加 ○　情報公開と広報・広聴 ○　町民自治
◆財政基盤の確立と効果的な行政運営を進めるための施策	○　財政基盤の確立 ○　行政改革の推進 ○　行政組織の効率化 ○　広域行政

第３部
まちづくりの基本構想と基本計画

第２章　まちづくりの基本計画

第１節　住み良く安心して暮らせるまちを創る
第２節　多様な資源と人的パワーを活かした元気なまちを創る
第３節　町民と行政が連携して歩むまちを創る

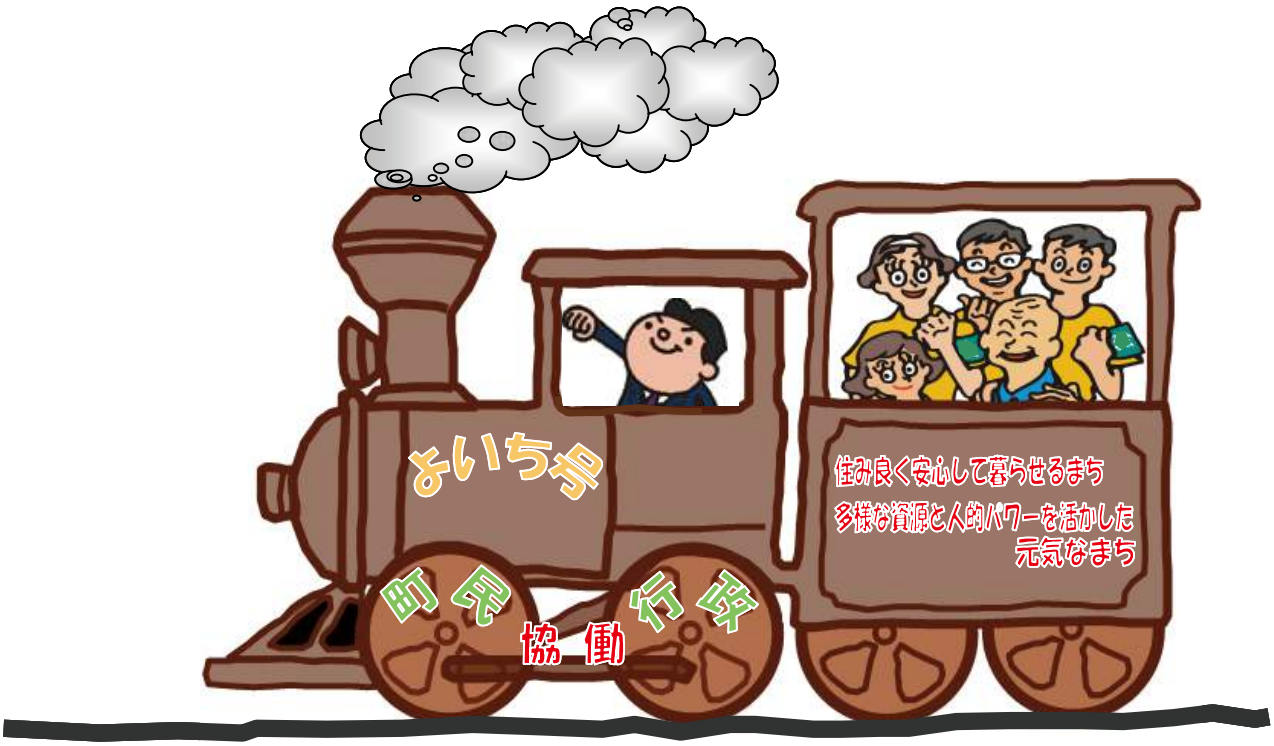

第２章　　まちづくりの基本計画

第１節　住み良く安心して暮らせるまちを創る

◎町民の暮らし、健康を守るための施策

≪地域福祉≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

　長い歴史の中で日本社会が築き上げてきた相互扶助の精神は、人間同士の絆を大切にした、世に誇りうるものでした。
　高度経済成長の昭和の時代を経て、少子高齢化と核家族化がより一層進展し、さらに、プライバシー保護意識の高まりによって、今日の現代社会では、家族機能や共に支え合う地域機能が低下し、人と人との関係など、心のつながりが希薄化してきています。
　このような背景の中で、それぞれの地域で助け合いの精神を持って活動を継続する町内会組織の区会や各種ボランティア団体、ＮＰＯ法人等を結び付け、高齢者や障がい者、児童の見守りなど、地域自らが実践できる体制の構築が求められています。
　また、相互扶助の精神、助け合う心の大切さを広める、その中核組織として社会福祉協議会の役割はますます重要になっています。

２．基本目標

　○希薄化した相互扶助精神の大切さを啓発し、機運を醸成して参ります。
　○ボランティア活動を行う住民組織の連携強化を推進します。

３．主要施策の体系

地域福祉
- （１）社会福祉協議会への支援強化
- （２）相互扶助精神の高揚とボランティア活動の連携強化
- （３）要援護者の把握と地域力の再活性化

≪児童福祉≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

戦後、困窮する児童の保護・救済と次代を担う児童の健全育成を主眼として、昭和２２年に児童福祉法が制定されました。その後時代背景の移り変わりとともに見直しが図られ、現在では、児童福祉の目指すものは、すべての児童の健全な発達へと変遷しています。

今後については、核家族化や就労環境の変化、不安定な社会経済状況の変化、価値観の多様化から、子育てを社会全体で支える体制が求められます。

また、近年の児童虐待件数の増加が見られることから、地域・家庭・関係機関との連携強化と対象者への相談・助言体制の充実を推進します。

２．基本目標

○価値観の多様化によるさまざまな要望に向けた児童福祉サービスの提供を進めます。
○多様な雇用環境・社会環境に対応した計画的な児童福祉施設整備を検討します。
○児童虐待の未然防止のため関係機関との連携強化を推進します。

３．主要施策の体系

児童福祉
- （１）子育て支援事業等の推進、延長保育、一時預かり事業の実施
- （２）計画的な児童福祉施設整備の検討（保育所機能の充実強化）
- （３）放課後児童健全育成事業の充実
- （４）要保護児童対策地域協議会構成団体との連携強化

≪高齢者福祉≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

本町ではこれまで、「余市町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、計画を指針としながら介護保険サービスを含む高齢者保健福祉の総合的な推進に努めて参りました。

本町の高齢化率は、現在３１％台ですが、１０年後には４０％弱になると推計され、さらに、独居や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加等も相まって、高齢者福祉の更なる充実が必要となっております。また、要支援・要介護認定者数も増加傾向にあり、介護保険サービスの利用増によって給付費等はさらに上昇していくことが見込まれています。

このことから、高齢者が健康で生きがいを持ち、できる限り住み慣れた家庭や地域で安心して自立した生活を継続できる環境づくりを図るためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援（地域包括ケア）を基盤に、各種福祉サービスの拡充や介護サービスの適切な提供を図っていくことが必要です。また、地域での日常的な見守り活動や要介護状態にならないための介護予防施策の充実、高齢者の積極的な社会参加機会の拡充等も進めていく必要があります。

今後においては、これらの課題解決に向け、関係機関、団体等と連携を図りながら、余市町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者の保健福祉の充実を図ります。

２．基本目標

○高齢者が可能な限り、住み慣れた家庭や地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築と効果的な推進に努めます。
○介護保険事業計画に基づき、介護保険制度の円滑な運用と介護サービス基盤の整備促進に努めます。
○いつまでも健やかに暮らしていけるよう介護予防施策の充実と参加促進に努めます。
○認知症対策への取り組みと成年後見制度の普及促進に努めます。
○高齢者が生きがいを持って充実した生活が送られるよう、関係機関・団体等と連携し、高齢者の社会参加機会の拡充と参加促進に努めます。

３．主要施策の体系

高齢者福祉

（１）地域包括ケアシステムの構築と効果的な推進

（２）介護保険制度の円滑な運用と介護サービスの基盤整備

（３）介護予防事業の拡充と参加促進

（４）認知症高齢者対策の充実と成年後見制度の普及促進

（５）高齢者の積極的な社会参加の促進と活動機会の拡充

≪障がい者福祉≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

障がい者福祉は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律がそれぞれ整備されてきたことにより、制度間格差が生じてきました。

その後、平成５年に障害者基本法が制定され、いかなる人も障がい者に対して差別をしてはならないとの規定が盛り込まれ、都道府県や市町村に障がい者計画の策定が義務として盛り込まれました。

現在は障害者自立支援法のもと、事業所の体系やサービス内容の再編、費用負担の見直しが進められております。

本町においては、第２期「余市町障がい者計画・障がい福祉計画」を基本としたノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人が住み慣れた地域で、必要な支援を受けながら自立した生活ができるための施策を推進しておりますが、今後、障がい者施策に関する法律の改正が予想されるため、それらに対応した制度の実施が求められています。

２．基本目標

○障がいのある人やその家族が抱えるさまざまな問題を解決するため、相談支援体制の強化・充実を図ります。

○障がい福祉関係機関・団体のネットワーク構築により、困難事例の対応や社会資源の開発、改善に努めます。

３．主要施策の体系

障がい者福祉
- （１）北しりべし相談支援センターの機能強化
- （２）地域自立支援協議会の活用と連携強化
- （３）障がいのある人の就労機会の拡充

≪保健予防≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

少子高齢化や核家族化により、ライフスタイルや価値観が変化する中、本町においては健康づくりの推進に向け関係機関と連携し、さまざまな健康づくり事業に取り組んできました。

しかし、町民の健康づくりに対する意識は十分とは言えず、地域に浸透するためには、単に保健事業の充実強化や保健・福祉サービスを提供して解決するものではなく、町民の健康課題を的確に把握し、地域特性に応じた健康施策を推進する必要があります。

町民が健康で生きがいを持って住み良く安心して暮らせるまちづくりを推進するため、町民と協働で健康づくりに取り組むことができる健康づくりの場・情報発信源として、また、世代間の交流の場として、町民自身が自主的に活用できる拠点も必要です。

また、公衆衛生の向上と増進を図るためには、感染症の予防も必要であり、医療機関と連携して正しい情報提供や知識の普及啓発など、日常的・継続的に集団予防対策を実施することが重要です。今後さらに、地域のつながりを強化し、健康づくり活動を推進して参ります。

２．基本目標

○町民の健康と生活を守るための機能の充実を図ります。
○互いに支え合う地域づくりの推進を図ります。
○地域ぐるみの健康づくりの推進を図ります。

３．主要施策の体系

健康づくり
- （１）町民の健康と生活を守るための機能の充実
- （２）互いに支え合う地域づくりの推進
- （３）地域ぐるみの健康づくりの推進

≪成人保健≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

本町では、これまで保健推進委員会や食生活改善推進員会など、地域の方々の協力のもと「地域ぐるみの健康づくり活動」として、健康づくりのための生活や食事についての学習会を実施してきました。

また、「各種健康診査事業」を実施し、生活習慣病やがんの予防・早期発見・早期治療に努め、平成２２年度からは保健推進委員とともに各家庭を訪問し、町民の皆様に直接健診受診を呼びかけてきました。

しかし、各種健康診査事業の受診率は依然として低い割合で推移しており、若い世代での心筋梗塞や脳卒中等の重大な生活習慣病の発生も散見されています。

生活習慣病は自覚症状が無く、気づかないうちに重症化してしまうため、今後もこのような状況が続くことが予測されます。さらに、高齢化が急激に進んでおり、医療や介護にかかる費用はすでに財政を圧迫し始めています。

このような状況から、若い時からの健康づくりが非常に重要であり、町民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち健康を維持していけるよう取り組みを進めて行く必要があります。

町民の健康状態の現状を広く情報提供することにより町全体で課題を共有し、個人はもとより地域、職域での協働による取り組みを推進していきます。

２．基本目標

○課題等の情報提供や地域ぐるみの健康づくり活動により、町民一人ひとりが「自らの健康は自ら守る」という意識が持てるよう啓発に努めます。
○各種健康診査事業の充実により疾病の予防・早期発見・早期治療に努めます。
○一人ひとりにあった健康維持・増進のための支援に努めます。

３．主要施策の体系

成人保健
- （１）健康に関する情報提供と健康づくり意識の啓発
- （２）疾病の予防・早期発見・早期治療のための支援
- （３）健康維持・増進のための支援

≪母子保健≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

本町ではこれまで、健診・訪問・健康相談・各種教室・予防接種等の事業を実施し、妊娠期から思春期における健康づくりや子育て支援の充実に努めてきました。

近年は少子化・核家族化、地域のつながりの希薄化により、育児不安を抱えながら孤立化する親や子育てに悩む親が増加しています。

次代を担うすべての子どもたちが心身ともに健やかに生まれ育ち、妊娠・出産・子育て期の親が地域で安心して子育てができるよう、医療・福祉・教育・民間活動との情報交換、連携を図り、切れ目のない支援のネットワークづくりが必要となっています。

これまで乳幼児健診・健康相談・訪問では、子どもたちが健やかに生まれ育つよう、疾病や異常の早期発見、治療、早期療育の開始や育児不安の軽減、健康的な食生活の普及に努めてきましたが、今後はさらに母子保健を通じた虐待の予防・早期発見に努めます。

また、歯科健診では、むし歯罹患率が全道平均に比べ高い状況が続いているため、むし歯予防のための知識の普及と口腔衛生の推進を図ります。

２．基本目標

○安心して妊娠・出産・子育てができるための支援の充実を図ります。
○子どもたちが心身ともに健やかに育つための支援の充実を図ります。

３．主要施策の体系

母子保健
- （１）妊産婦の健康維持・増進のための支援
- （２）地域で安心して子育てができるための支援
- （３）子どもたちが心身ともに健やかに育つための支援

≪医　療≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

少子高齢化が進み、長く安心して健康に暮らせるまちづくりには、充実した医療環境を整えることが必要です。

しかしながら、地方における医療従事者（医師・看護師等）の不足は、本町においても例外ではなく、北後志地区の中核的医療機関である余市協会病院が診療科の休止・縮小を余儀なくされ、また、経営状況を圧迫する救急医療体制を維持・継続するために、平成２２年度から北後志５カ町村で財政支援を行っています。

また一方では、本町の医療費は非常に高く、コンビニ受診対策や医療費の適正化が強く求められています。今後は医療費の一部助成など適正給付に努めるとともに、医師会・地域及び行政が連携して、各種健診や予防接種等の他の保健事業と連携し、疾病の早期発見・早期治療を推進し、予防医療に重点を置いた施策を展開する必要があります。

２．基本目標

○各種健診（がん検診・特定健康診査等）や予防接種を積極的に推進し、疾病の早期発見・早期治療を促進します。
○医療スタッフの確保を支援するとともに、救急医療体制を確保し、地域医療の充実を図ります。
○医療制度の動向を踏まえ、助成を必要とする方々への適正な医療費助成を行います。

３．主要施策の体系

医療対策
- （１）各種健診・予防接種等の普及啓発
- （２）救急医療体制の充実
- （３）医療費助成の適正給付

≪交通安全≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

毎年、交通事故により多くの尊い命が失われていますが、近年、交通安全意識の高揚や交通安全運動推進の成果により、事故発生件数、死傷者数ともに減少傾向にあります。

人命尊重の理念、さらには交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失を勘案すると、さらなる交通安全意識の高揚、交通安全運動の推進を町民総ぐるみで積極的に推進し、交通事故のない地域社会を目指した取り組みを進めていく必要があります。

２．基本目標

○高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者に一層の配慮を進めながら、全町民が安全で安心して社会生活を営むことができる交通環境を実現するため、教育や広報等により交通安全に関する知識の普及に努めるとともに、交通安全意識の普及を図ります。

○行政、学校、家庭、団体、企業等が役割分担をしながら連携を強化し、交通安全活動を積極的に推進して効果的な交通安全運動を進めます。

３．主要施策の体系

交通安全対策

- （１）交通安全意識の高揚
  - ①交通安全に関する情報の提供
  - ②交通安全教育の機会の拡充
- （２）交通安全運動の推進
  - ①効果的な街頭啓発の推進
  - ②交通安全施設の整備

≪消防・救急≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

本町の消防・救急救助活動は、北後志消防組合（北後志５ヵ町村）余市消防署と消防団本部と４つの分団で構成する余市消防団が担っています。

生活様式の多様化や建築物の高層化等により火災の形態も複雑多岐にわたっており、これに対応するためには消防施設、消防設備、消防車両・資機材の整備と消防職員や消防団員の教育や訓練を進め、消防組織の充実等消防力の強化が重要です。

また、火災の発生を防ぐ取り組みとして、消防設備の点検指導、危険物取扱施設の検査・指導や広く町民の防火に対する意識の高揚を図るため、火災予防・警防活動も重要です。

救急救助活動は、出動件数の増加、病状や事故形態が多様化していることから、傷病者に迅速かつ的確に対応できる救急救助体制の一層の強化が求められています。火災のみならず地震や水害等をはじめとするさまざまな災害の被害を少しでも減らし、町民の財産と生命を守るため、より一層の消防機能の充実と救急需要に迅速かつ的確に対応する救急体制の充実・強化が必要です。

２．基本目標

○さまざまな災害から町民の生命・財産を守り、被害を最小限に抑えるため、消防体制と火災予防・警防体制の充実強化、救急救助体制の充実・強化に努めます。

３．主要施策の体系

消防・救急救助体制の強化
- （１）消防体制の充実
- （２）火災予防・警防体制の充実
- （３）救急救助体制の充実

≪消費者保護≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

本町では、これまで町民から寄せられるさまざまな消費生活相談に対応してきましたが、近年においては、相談内容の高度化、複雑化、さらには悪質商法手口の巧妙化や特定商取引法をはじめとする消費者関連法律の改正など、より専門的な知識が求められています。

相談窓口では、軽微な事案等は方向性を示せるものの、専門性の高い複雑な事案については、北海道の消費生活センターを紹介し、消費者自らが電話または訪問して相談をしてきました。

こうした背景は、本町を含む北後志５カ町村も同様であり、専任の相談員を配置するだけ住民ニーズは多くはなく、相談ノウハウや専門知識の蓄積も進まない状況となっていました。

こうした状況から、小樽市を含む北後志６市町村は、小樽市が設置している消費者センターを共同利用するための協定を締結し、平成２３年度から、新たに小樽・北しりべし消費者センターを設置して、消費者に対する広域相談支援体制を開始しました。今後は、小樽・北しりべし消費者センターを核として、時代に対応した消費者保護を図ります。

２．基本目標

○市町村職員の専門知識のスキルアップを進めます。
○小樽・北しりべし消費者センターの機能強化を図ります。
○悪質商法などの被害を未然に防止するため、各種パンフレットの配布や意識啓発を図ります。

３．主要施策の体系

消費者保護
- （１）消費者保護に関する各種研修会等への参加
- （２）消費者センター機能充実のための情報交換
- （３）消費者被害防止にかかる関連情報の提供や意識啓発の推進

◎町民生活に密着した社会資本を整備するための施策

≪基幹交通≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

交通体系の確立は、町民の日常生活はもとより、人とモノの交流による地域の活性化を図る上で重要な課題です。

本町はこれまで、国道・道道などの幹線道路について、狭隘トンネルの改修や歩道の設置等を要望し、順次その実現が図られてきました。また、平成３０年度には、北海道横断自動車道余市・小樽間の供用が開始される予定で、これが実現すると、余市町から札幌市中心部までが１時間以内で結ばれます。こうした、基幹となる道路交通の整備により、医療等の町民生活に密着する分野での利便性向上が図られるとともに、人やモノの交流が活発になることにより、町内経済への効果が期待されます。また、北海道横断自動車道黒松内・余市間の整備についても、圏域全体の活性化を図る上で重要な課題です。

公共交通の面においては、町民の重要な移動手段である路線バスと鉄道の維持・充実が大きな課題です。さらには、高齢化社会の進行を視野に入れ、町内における公共交通のあり方について、検討を進めることが必要です。

２．基本目標

○国道、道道、都市計画街路等幹線道路の整備・充実を図ります。
○北海道横断自動車道余市・小樽間の早期開通と、黒松内・余市間の着工実現に向け、要望活動を行います。
○町民生活に欠かせない路線バス・鉄道路線の維持・充実に向け、関係機関への要望を行うとともに、町内における高齢化社会に対応した公共交通のあり方について、検討を進めます。

３．主要施策の体系

基幹交通
- （１）幹線道路の整備・充実
- （２）北海道横断自動車道全線整備の実現
- （３）公共交通機関の維持・充実と高齢化社会を展望した町内公共交通の検討

≪道路≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

本町を巡る道路事情は大きく変化しようとしています。

長年の課題であった北海道横断自動車道余市・小樽間の着工が正式に決定され、現在は町内の用地買収がほぼ完了、今後は詳細設計、建設工事を経て平成３０年度には完成の予定です。

また、国道５号の栄町地域における改修、国道２２９号の梅川トンネルの更新、主要道道余市赤井川線の新冷水トンネルの完成等により、本町と他地域を結ぶ幹線道路は大きく改善されることとなります。そのため、今後は、これらの幹線道路と町内交通網との整合性を図ることが重要となっています。

一方、町内の既存道路の整備、適切な維持管理が重要な課題となっており、生活に密着した道路整備の充実が必要となっています。

今後は、主要幹線道路との整合性を図りながら、地域内の生活道路の安全性や利便性の向上、安全・安心で快適な道路環境の創出を図って参ります。

２．基本目標

○交通需要と主要幹線道路や町内交通網の整合性について関係機関と協議を進め、本町の実情にあった交通網の確立を図ります。

○町道につきましては、地域の生活道路として、その整備充実を進めます。

３．主要施策の体系

道路
- （１）総合的道路網の整備
  - 関係機関との協議
- （２）町道の整備
  - ①舗装及び側溝の整備充実
  - ②改修や維持管理の充実

≪河川≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

本町においては、昭和３８年８月の集中豪雨による大川橋の流失、西部方面の浸水などの全町的な被害が発生しました。以来、今日まで、北海道管理の河川について改修事業が行われております。

余市川については、河川改修工事が進められており、河口から鮎場付近までの堤防整備が完了しました。河口から田川橋までの区間については、低水路部分の掘削が完了し、洪水対策として、旧登川・余市橋・黒川・美園川・山田川に排水機場、ポンプ場の施設が設置され、内水対策としての効果が発揮されています。

一方、近年の出水状況を見ると、事業完了した河川についても内水対策の必要性が生じており、総合的な対策が必要となっています。

親水空間としての川の活用については、ヌッチ川の「水辺の楽校」を利用した町内小学校の授業活用や、あゆ場公園パークゴルフ場の活用など、自然あふれる安全な水辺が創出されています。

今後もさらに、その他の河川においても地域の特性を活かした川づくりが求められます。

２．基本目標

○地域の生活と産業を守るため、災害に強い河川整備を進めます。
○散策やレクリエーションなどの場となっている親水空間の維持保全に努めます。

３．主要施策の体系

河川
- （１）災害に強い河川
  - ①関係機関への二級河川の計画的治水事業の要望
  - ②町管理河川の維持補修（草刈り、局部補修、土砂浚渫）
  - ③河川愛護組合等との協働による治水対策
- （２）親水空間の維持保全
  - 「余市川桜づつみ」や「水辺の楽校」の維持保全

≪港湾・海岸保全≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

余市港は漁業者による利用が主なものとなっています。そのため、漁業従事者の高齢化や船舶の小型化等に対応した、より安全で使いやすい施設整備が求められています。

また、海岸保全については、大川・栄町海岸の侵食対策工事がほぼ終了しましたが、余市港から浜中町までの余市港湾区域内の海岸については、継続的な維持管理が必要であり、適切な管理を図ります。

２．基本目標

○余市港湾の維持保全に努めます。

３．主要施策の体系

港湾・
海岸保全
- （１）既存港湾施設の整備、補修
- （２）海岸施設の維持保全、長寿命化

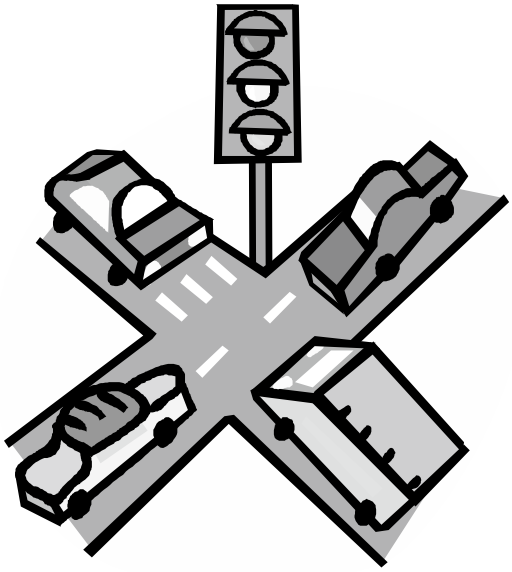

≪公園・緑地≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

本町における都市公園は、平成１９年度に「あゆ場公園パークゴルフ場」、「ふじ公園」がそれぞれ開設され、現在は運動公園や円山公園、睦公園など、合わせて５３箇所となっています。

その総面積は、２８１，４９９．０５㎡で、町民１人当たり１３．３６㎡となり、平成１２年度末の８．４８㎡と比較すると５７．５％の増となっています。この内、「あゆ場公園パークゴルフ場」は、開設以来、毎年３万人以上の人々に利用され、町外からも多くの愛好者が訪れています。

これらの公園は憩いの場として、誰でもいつでも気軽に利用できる空間であることが基本であり、子どもから高齢者までの幅広い年代の町民が安心して利用できることが必要です。そのため、施設等の点検・更新や維持管理を一層充実することが求められています。

また、課題となっている町内の緑化の推進を図ります。

２．基本目標

○子どもや高齢者が安心して利用できる、快適な公園空間となるよう公園・緑地の施設の維持管理や整備の充実に努めるとともに、利用の拡大を図ります。

○緑化推進を図るため、町内のフラワーマスターを中心として、ボランティアによる花と緑のまちづくりのための取り組みを推進します。

３．主要施策の体系

公園・緑地
- （１）公園・緑地の整備
  - ①公園の整備・充実と計画的な更新
  - ②公園等に関する情報提供
- （２）緑化活動の推進

≪住宅≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

◇公営住宅

本町における公営住宅については、平成２３年度管理戸数が５６９戸であり、これまで、地上デジタル放送対応事業や、トイレの水洗化事業等の居住性の向上や、火災警報器設置事業等安全性確保のための改善事業を計画的に進めてきました。

しかし、このうち築３５年を経過した住宅が２２２戸（３９％）を占め、住宅の老朽化が進み住環境も悪化している状態がみられます。

このため、建て替え事業も視野に入れた、住宅改善事業の促進が必要です。

◇民間住宅

これまでの住宅政策における住宅の「質」の向上は、主に住宅の広さを確保することにありましたが、人口が減少し、世帯規模も縮小する今後の社会においては、一定程度の広さを確保しながら、高齢者や障がい者等が快適で安心して暮らせる質の高い住宅づくりを促進する必要があります。

◇宅地

人口減少や高齢化が進行する本町にあって、今後の宅地は従来にも増して安心・安全、快適性等が求められ、生活基盤としての質の向上が必要となっています。そのため、宅地の立地条件や交通の利便性は勿論、医療や福祉、地域にある資源等を含めた総合的な住環境が求められます。

２．基本目標

◇公営住宅

○良質な公営住宅ストックを確保するため、建て替え事業も視野に入れ、既存公営住宅の居住水準の向上を図るための改善事業を促進します。

◇民間住宅

○在宅高齢者や障がい者が、住み慣れた住宅で安心して快適に暮らすことができるよう、機能の充実した住宅に対する意識の高揚と知識の普及に努めます。

○町民の安全な生活環境を確保するため、耐震化の情報提供など、住宅の安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。

◇宅地

○土地区画整理事業等への支援等を通じた宅地の供給促進に努めます。

２．主要施策の体系

住宅

（１）公営住宅

計画的な公営住宅の建替・改善の促進

（２）民間住宅

①高齢者・障がい者向け住宅の促進

②住宅の耐震化の促進

（３）宅地の供給

優良な宅地の供給促進

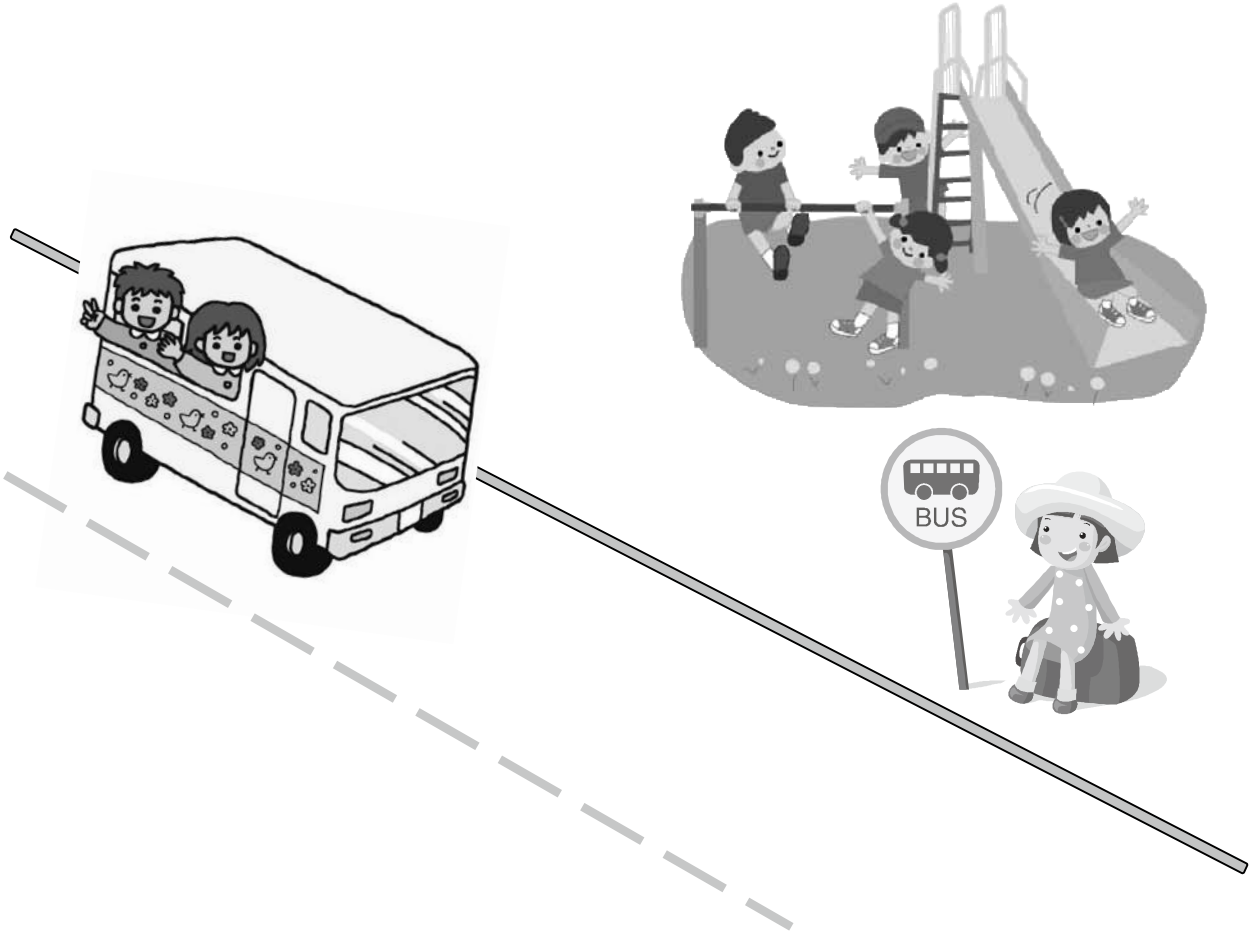

≪会館・集会所≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

町民の生活文化の向上と福祉の増進を図ることを目的に設置をしている、福祉センターをはじめとする町立会館や生活館については、今日までコミュニティ社会の形成のため、その役割を果たしてきましたが、一部を除き、老朽化が著しく、小破修理の維持管理のみでは機能維持に限界も生じている状況から、町民の需要に応じた統廃合を視野に入れ、総合的な見地から建て替えの検討を進めます。

２．基本目標

○各施設の利用状況と人口分布等を調査分析し、設置の必要性を検討します。
○多様な施設形態のあり方を調査研究します。

３．主要施策の体系

会館・集会所
- （１）町立会館等の老朽度、利用度調査の実施
- （２）地域住民との意見交換
- （３）民間施設利用の可能性の検討

◎ 豊かな自然環境を保全するための施策

≪上水道事業≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

水道は町民の日常生活を維持し、都市活動を支える基幹的な施設であり、清浄な水を常に安定して供給する使命をもっています。

本町の水道事業は昭和２５年に上水道事業の創設認可を受け、昭和２９年に給水開始から半世紀以上を経過しています。

この間本町では、上水道事業のほか豊浜地区、梅川地区ならびに東部地区に簡易水道事業を創設するとともに、７期にわたる拡張事業により給水区域の拡張や水道施設の整備を進めて参りました。こうした中、管理の一元化と経営の効率化を図ることを目的に、平成２２年度より簡易水道事業を上水道事業に取り込み、一つの上水道事業として経営・管理運営し、現在は第８期拡張事業として水道事業を運営しています。

本町の水道普及率は、平成２２年度末で９７．５％となっており、これまでの水道施設の整備等により、大部分の町民が安全で安定的に水道を利用できるまでになっていますが、整備された水道施設は今後も老朽化による更新時期を迎えるとともに、さらには人口減少が進む中で、本町の水道を取り巻く環境は大きく変化しています。

このようなことから、本町では水道事業の現状と将来の見通しを分析・評価し、目指すべき将来像を描くことを目的に「余市町水道ビジョン」を策定し、「ビジョン」の基本理念として掲げる「安全・安心」、「安定」、「持続」という目標実現のための方策を今後とも計画的に推進して参ります。

２．基本目標

○多様化・高度化する町民ニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくことに努めます。

○将来にわたって安全でおいしい水道水を安定的に供給するための水源の保全と水質の維持に努めます。

３．主要施策の体系

上水道事業
- （１）水の安定供給と水質の維持
  - ①水源の涵養、河川環境の保全推進
  - ②水質監視・管理体制の強化
- （２）水道施設の整備・更新
  - ①水道施設の統合整備
  - ②老朽施設の更新
  - ③基幹水道施設の耐震化

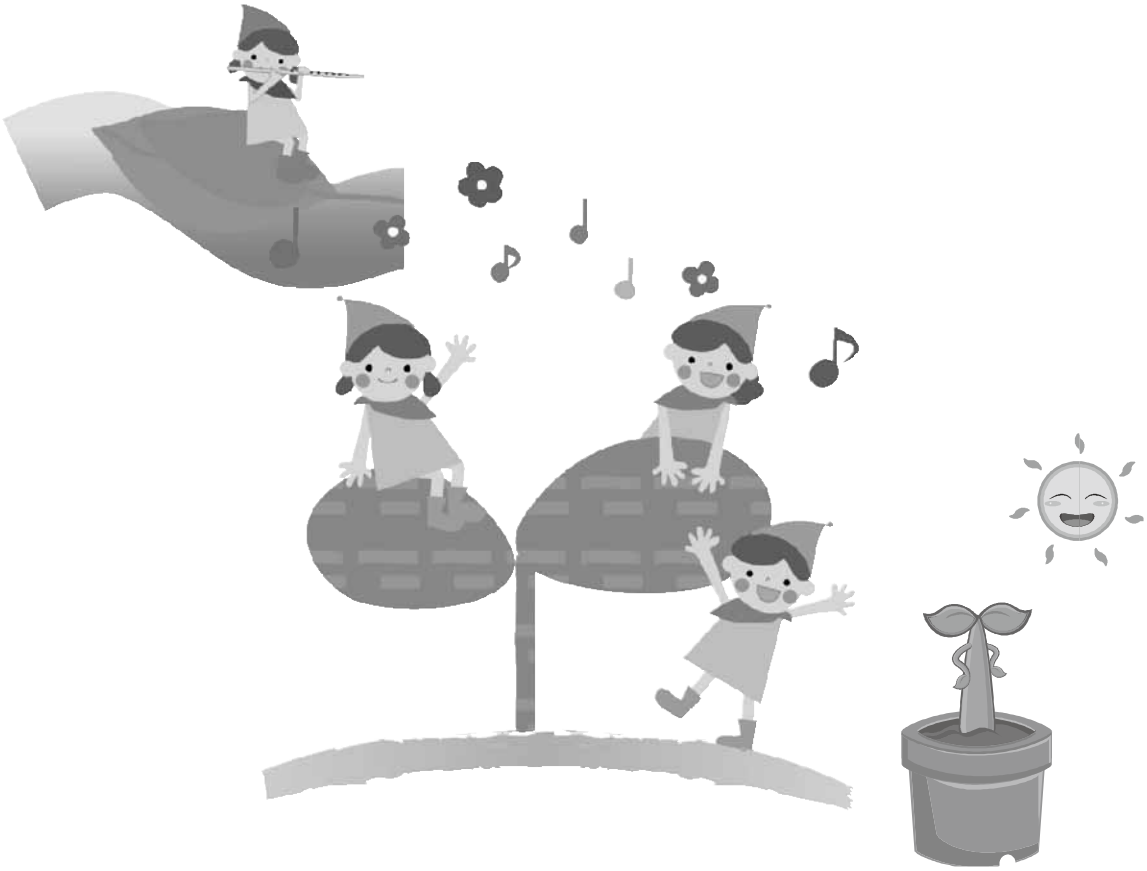

≪下水道事業≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

下水道は、町民に快適で衛生的な生活を確保し、河川・海域等公共用水域の水質汚濁防止のために重要な施設です。

本町の公共下水道は、昭和５４年３月余市都市計画下水道事業（余市公共下水道）として基本計画を策定し、昭和５５年１１月に事業認可を取得し、汚水管渠の整備に着手しています。

また、平成元年に下水処理場、黒川第１中継ポンプ場の供用開始を行いその後、山田中継ポンプ場、浜中中継ポンプ場、沢町中継ポンプ場の外７箇所の中継ポンプ所を整備し、順次供用開始しています。

こうした中、近年の少子高齢化や人口減少、節水型社会への移行等の社会的要因が変化していることから、平成２２年度に下水道の全体計画見直しを行いました。

全体計画区域は、住民要望が高く費用対効果も高い区域を参入し、既存住宅のない区域を除外して７６９ｈａから７４３ｈａに縮小し、整備目標として平成３３年度までの整備計画を策定しました。さらに計画人口を２８，２００人から１７，５００人に変更しました。

このような状況の変化や町民のニーズに対応するため、下水道の現状と将来の見通しを分析・評価し効率的な整備と管理、安定的な経営を図るための余市町下水道中期ビジョンを策定して、実現に向け計画的に推進して参ります。

２．基本目標

○快適で衛生的な生活を営むための下水道未普及地域解消と水洗化の普及・推進に努めます。

○健全な水・資源環境を創出するよう努めます。

３．主要施策の体系

下水道事業
- （１）下水道管渠の整備
- （２）処理場・ポンプ場等施設の長寿命化
- （３）水洗化の普及・促進
- （４）各施設の維持・管理

≪環境保全≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

本町では、豊かな自然環境保全のために、騒音・振動・水質汚染・悪臭・大気汚染等定期的な測定や、公害防止に対する監視を行うとともに、地球温暖化防止対策が重要な課題となっていることから、地球にやさしい循環型社会形成を推進するため、平成１８年１１月からごみ有料化による一層のごみの減量化・資源化の取り組みを行い、その結果として平成１９年度では、それまでの一般ごみの量が大幅に減少しています。

また、安定した廃棄物処理を確保するため、小樽市に北後志６市町村による広域ごみ焼却施設の整備や、余市町一般廃棄物最終処分場の拡張整備を行ってきました。

今後は、その運営管理を含め、ごみや資源物収集等の効率化や新たな資源回収システムの構築に努めて参ります。

生活環境施設については、町営斎場や町営墓地等の既存施設の適切な管理運営を図りながら利便性向上に努めて参りましたので、今後はこれら施設の更新等も含めて適切な管理運営に努めます。

２．基本目標

○地球温暖化防止対策のための計画を策定し、温室効果ガス排出削減の目標に向けた取り組みを推進します。
○ごみの減量化・資源化を推進するために新たな資源回収に向けた取り組みを進めます。
○老朽化した火葬場の更新に向けた計画や町営墓地の拡張整備など、生活環境施設の整備に努めます。

２．主要施策の体系

環境保全
- （１）地球温暖化防止対策の推進
- （２）生活環境施設
  - ①火葬場改築計画の策定
  - ②町営墓地の拡張整備推進
- （３）ごみの減量化・資源化の推進
  - 新たな資源回収の推進

≪景観・市街地形成≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

まちづくりに関する意識の高揚とともに、景観に対する意識や関心も高まりをみせる中、区会やボランティア団体により市街地の都市計画街路や公園の植樹枡を利用した植栽活動や清掃など、美観維持のための活動が毎年継続して実施されています。

とりわけ平成１２年に発足した民間ボランティア団体である「リタロードを守る会」では、リタロード沿線の区会、学校、経済団体等と連携し、活発な活動が行われています。

また、歴史的な文化財や建物、自然景観は本町の大切なまちづくりのための資源であり、今後、こうした景観や市街地形成に向けた、町民と行政の協働による全体的な取り組みを推進することが必要となります。

２．基本目標

○町民と行政の協働による景観整備に努めます。
○本町の文化財施設や自然景観に配慮した景観形成に努めます。

３．主要施策の体系

景観・市街地形成　―――　協働による活動展開の推進

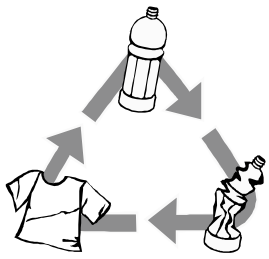

≪克雪・親雪≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

本町では、昭和６０年に制定された「雪を克服し、明るく住みよい健康で文化的な冬を快適にすごす街を築くこと」を目的とした、『余市町冬を快適にすごす条例』に基づき、除排雪体制の充実に努めています。

特に、幹線生活道路については、これまで一部地域が担っていた歩道除雪や除雪路線に指定されていない道路について、高齢化の進展とともに、可能な限り歩道除雪および除雪路線の指定や排雪作業の充実を図ってきました。

また、除雪委託業務については、最低保障制度の導入や除雪機械貸付台数の充実等を図り、除雪体制の維持に努めていますが、安定した体制整備と効率化を図るためには、町所有機械の更新とあわせ、さらなる保有機械の充実を図る必要があります。

冬期間の安全で快適な道路交通の確保については、積雪寒冷地である本町にとって重要な課題であることから、主要幹線町道の除排雪に伴う残雪や個人の道路への投雪による道路幅の減少など、今後においても秩序ある効率的な雪処理を行う体制づくりが必要です。

２．基本目標

○地域の方々の理解と協力をいただきながら、「余市町冬を快適にすごす条例」の趣旨に沿った効果的な除排雪に努めます。また、高齢化の進展に対応した、安全な道路環境の確保を図るため、除排雪体制の充実に努めるとともに、流融雪溝につきましては、関係機関・団体との連携により万全な維持管理に努めます。

３．主要施策の体系

克雪・親雪　　克雪対策の推進

◎災害に備えたまちづくりを進めるための施策

≪地域防災≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

本町では、「余市町地域防災計画」に基づき、防災体制の整備や災害発生時の対応を行ってきました。また、「防災マップ」を作成し、町内各世帯に配布を行うとともに、「災害図上訓練」や「防災講演会」等の実施により、町民の防災意識の高揚に努めてきました。

一方、近年本町においては、平成１６年９月に発生した台風第１８号の暴風や、平成１７年１２月から平成１８年３月にかけての豪雪、平成２２年７月、８月の記録的豪雨、平成２３年９月の台風第１２号による豪雨などにより大きな被害が発生しています。また、平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災では多くの尊い人命が奪われ、さらに、原子力発電所の事故により、放射線漏れによる事故の深刻さが明らかになりました。

今後においては、こうした一連の事態を受け、従来の地域防災計画や原子力防災計画の大幅な見直しが必要となっており、本町においても「町民の安心・安全を守る」という立場に立って、国や道、近隣自治体と協調しながら、地域防災計画や防災マップの見直しと災害時における避難計画の策定を進めます。

２．基本目標

○東日本大震災や原子力発電所の事故を教訓とした、地域防災計画の適切な見直しによる、災害に強いまちづくりに取り組みます。
○各種災害訓練、防災講演会等の実施や防災マップの普及により、町民の防災意識の高揚に努めます。
○町民と行政の協働により、災害から身を守る体制づくりを推進します。

３．主要施策の体系

地域防災
- （１）地域防災計画の見直しと原子力防災への対応
- （２）防災情報の提供と防災意識の高揚
- （３）町民と行政との協働による防災体制の整備

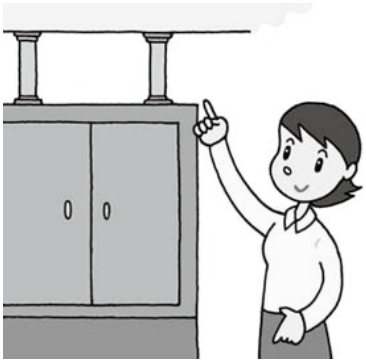

第２節 多様な資源と人的パワーを活かした元気なまちを創る

◎ 産業振興のための施策

≪農林業≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

本町農業は、全国的な農業の低迷と同様に農家数・農家人口・耕地面積ともに減少しており、農業者の高齢化、後継者不足という問題を抱えています。

こうした中、果樹及び施設野菜の栽培が主力となる本町農業にあっては、高品質な農産物の安定生産と安定供給が望まれており、この間、本町としても桜桃の施設化を中心とした農業経営の合理化を促進するための事業展開や、農業者の高齢化と担い手対策として、余市町新規就農活動支援センターを中心に新たに農業を志す希望者に対し積極的な支援を行ってきました。

しかし、今後はこれらに加え、ますます多様化する消費者ニーズに対応するため、安全・安心を中心とした農業施策の展開とそのＰＲを町の内外に発信していく必要があります。

また、余市ダム及び水利施設等である国営及び道営造成施設については、経年劣化による損傷が見られることから、国の機能保全事業の実施及び土地改良区における計画的改修事業を実施する必要があります。

林業については、造林事業者の厳しい経営環境により計画的な森林の伐採及び植栽が遅れている現状から、経営資源として長期的視点での森林整備計画に沿った森林の健全化と多面的・公益的機能の増進を図る必要があります。

２．基本目標

○経営基盤の強化と生産技術の高度化、販路の拡大に努めます。
○農業の担い手育成と確保に努めます。
○環境と調和した農業の推進に努めます。
○基盤施設の長寿命化計画の推進に努めます。
○経営資源としての森林整備と多面的・公益的機能の増進に努めます。

３．主要施策の体系

農林業

（１）農地等の土地基盤整備の充実、機械・施設などの導入による経営合理化の推進

（２）園芸試験場の活用による果樹栽培の生産技術の高度化の推進

（３）農村交流体験施設の利用拡大による都市と農村の交流の促進

（４）町内外での農産物ＰＲによる販路の拡大の促進

（５）余市町新規就農活動支援センターの充実・強化と関係機関団体の連携促進

（６）生産組織及び青年・女性団体の育成強化の推進

（７）北のクリーン農産物表示制度「Yes！Clean」及び「エコファーマー」など環境と調和した農業の推進

（８）余市ダム及び関連施設の長寿命化を図るための機能保全事業の推進及び管理団体の育成の促進

（９）森林資源の保全意識の高揚による林業事業体の体質強化と官民の連携強化による森林の健全化及び多面的・公益的機能の増進

≪漁業・水産加工業≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

本町の漁業は、大半が小型船による沿岸漁業で小規模な経営が多く、また、近年は漁業資源の減少や魚価の低迷・経費の増大等により漁家所得が伸び悩んでいる現状に加え、漁業者の高齢化・後継者不足など、大変厳しい経営環境にあります。

このため、これまで浅海増殖事業、アユ種苗移植事業を中心とした「つくり育てる漁業」を推進してきましたが、今後の本格的な沿岸漁業の推進に向けては、藻場及び魚礁の設置による漁場の造成及び資源管理が必要となることから、現在、漁業関係機関・研究機関等で構成する余市地区磯焼け対策検討協議会を設立し、具体的な磯焼け対策の早期実施に向けた調査・研究や試験事業を実施しています。

また、現在は漁業協同組合においても非常に厳しい経営環境にあることから、市場収入以外にも活路を見出すため加工品等の販路拡大や製品開発に努めていますが、平成２３年度に完成した加工・冷蔵施設の一層の有効利用を図る必要があります。

さらに、水産加工業は、本町産業において主要な位置を占めており、数の子を中心とした塩蔵品・調味漬物製品を製造しています。今後はますます多様化する消費者ニーズに対応した新製品の研究開発と水産加工製品のＰＲと販路拡大に努める必要があります。

２．基本目標

○つくり育てる漁業の継続・強化に努めます。
○本格的な磯焼け対策の実施に取り組みます。
○水産物及び水産加工品の流通対策と販路の拡大・ＰＲの推進に努めます。
○水産関係施設の活用による地域づくりの推進に努めます。

３．主要施策の体系

漁業
水産業

（１）磯焼け現象の調査研究及び藻場造成による磯焼け対策の推進

（２）各種種苗放流事業と育成施設整備の強化促進

（３）とど等外敵駆除対策の促進

（４）漁業生産施設の効率的利用の推進と各種イベントへの参加によるＰＲの推進

（５）ホームページの活用による水産加工品のＰＲ及び販路拡大の推進

（６）漁港等水産関連施設を活用した地域活性化の推進

≪６次産業化の推進≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

余市町の歴史は、まさしく本町第一次産業の発展の歴史でもあり、今後の経済活動の発展基盤として決して欠くことのできない最も主要な産業です。

しかし、近年は農水産物も消費者の生活文化のスタイルや流通のグローバル化に伴う嗜好の変化等により、食品に対するニーズも生鮮物からより工夫された付加価値の高い加工物へと大きく変化しています。

こうした背景を受け、これまで本町においても第一次産業から生産された素晴らしい素材を利用して、さまざまな優れた農水産加工品が研究され商品化されてきましたが、その活動や成果は限られた業界や利用範囲にとどまり、産業全体的には他市町村と比較しても、本町の素晴らしい素材をまだまだ充分に活かしきれていない現状にあります。

このため、あらためて「よいち」という地域ブランドを確立させるための宣伝活動の取り組みや、もともと高品質を誇る新鮮な農水産物に、より一層の高付加価値を持たせる工夫や商品の研究開発を進める必要があり、生産者と関連事業者、さらには、官・学も一体となった「６次産業化」の推進を図ることが今後の重要な課題となっています。

２．基本目標

○「よいち」地域ブランドの再確立を目指します。
○特産農水産物の加工研究開発及び商品化の推進に努めます。
○町内宣伝販売及び流通拠点の整備に努めます。
○構造改革特別区域法の指定による新産業の創出に努めます。
○６次産業化推進母体の確立に努めます。

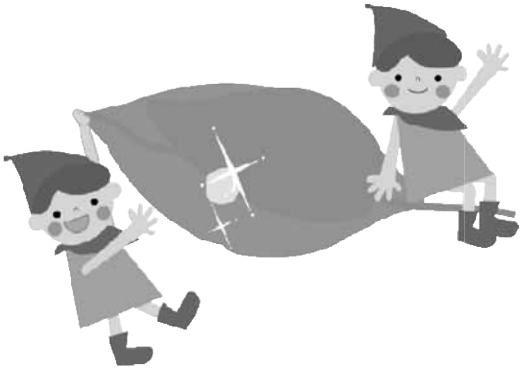

３．主要施策の体系

６次産業化の推進

（１）各種イベントへの積極的な出店参加及び電子媒体の活用による「よいち」ブランドの浸透ＰＲ活動の強化

（２）特産農水産物の加工研究開発及び商品化の取り組みに対する支援及び環境整備

（３）道の駅の再編整備による新たな販売・ＰＲ拠点となる施設の整備

（４）構造改革特別区域法の指定によるワインづくりの普及推進に向けた支援

（５）産・官・学等の連携による６次産業化推進組織の設立

≪商工業≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

消費者ニーズの多様化・情報化の進展・車中心の生活環境など、商業を取り巻く環境は年々大きく変化しています。特に地域住民の日常生活と深い関わりを持ち「地域の店」として発展してきた中心商店街は、人口減少による購買力の低下、大型店の出店による商業地域の変化、更には経営者の高齢化や後継者難等により空き店舗の急増が目立ち、現状として中心部の空洞化が進んでいます。

このため、あらためて中心部への集客を目指し活気を取り戻すためには、より工夫された独自性のある対策を策定し、現在の危機的状況を乗り越えて行く必要があります。

また、本町工業部門の大半を占める水産加工業を取り巻く環境は、市場の成熟化やニーズの多様化、食品の安全性に対する消費者の関心の高まりにより大きく変化し、厳しい状況が続いております。

このような背景を受け、本町における商業・工業は、平成１９年の商業統計では事業所数が２８４箇所（卸小売を含む。）、従業員数は１，８６１人、年間商品販売額３４７億４７百万円となっており、年々減少傾向にあります。

本町としても、この間、余市商工会議所との連携のもとに、商店街の活性化対策や空き店舗活用対策事業等のほか、制度の充実化を図るための中小企業振興条例の改正等を行い、中小企業者に対する対策を講じてきましたが、今後は、これまで以上に商工業者との連携強化を深め、本町産業の活性化に向けた各種対策を推進して参ります。

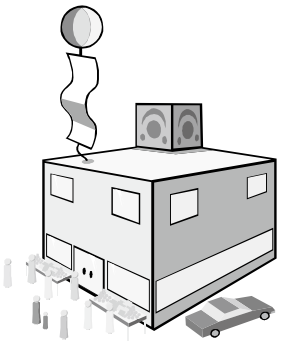

２．基本目標

○地域コミュニティの中核的役割を担う中心商店街の活性化に努めます。
○本町特産品を原材料とした魅力ある商品開発の支援に努めます。
○観光事業と連動した商工業活性化の取り組み強化に努めます。

３．主要施策の体系

商工業
- （１）中心商店街にぎわい対策の推進
- （２）余市ブランド形成のための支援
- （３）中小企業、金融対策事業

≪観光振興≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

北海道の観光産業が第一次産業に匹敵する重要な産業であることを踏まえ、後志管内が道内でも有数の観光地であるという地の利を活かし、後志観光連盟・北後志観光連絡協議会など市町村の境界を越えた広域的な連携のもと、観光振興の推進を図っていくことが重要となっています。

これまで本町においては、観光客の多様なニーズに対応するため、地域の特性を活かした観光資源の開発や効果的な宣伝誘致活動を図ってきましたが、今後はさらに地域ぐるみの受け入れ体制の充実に努め、町民が地域に誇りを持ち、豊かな文化や生活風土、自然、景観を守りながら生活できる観光地づくりを目指すとともに、長年の課題である日帰り観光客の滞在化の定着に向けた観光資源の改善や開発により、観光客の多様なニーズに応えていく必要があります。

このため、今後は道の駅の再編整備を進め、道の駅を拠点として、観光協会や観光物産センターと連携しながら、ニッカウヰスキーや各観光農園など、魅力ある観光施設を効果的に活用した参加体験型観光の推進を図り、本町の魅力ある自然とのふれあいを通した体験の場を積極的に提供し、点から線へと広げた観光ルートを設定するなど、新たな視点からの魅力ある観光基盤整備を進めて参ります。

２．基本目標

○滞在型観光の定着化に向けた観光コースの開発に努めます。
○近年の観光ニーズに対応した参加体験型観光の推進に努めます。
○北後志観光連絡協議会・後志観光連盟との連携強化のもと、広域的な観光を推進します。
○余市観光協会との緊密な連携を図り、観光推進体制の確立に努めます。
○地域の個性を生かした魅力ある観光地づくりに努めます。
○インターネットによる観光情報の発信、活用に努めます。

３．主要施策の体系

観光振興

（１）町内観光基盤の整備

①町内観光ルートの整備

②参加体験型観光の推進

③各産業と連動した観光振興

（２）広域観光における推進

広域的観光推進体制の充実

（３）観光推進体制の確立

観光関連団体との連携強化

（４）祭り・イベントの開催

①北海ソーラン祭りにおける参加体験型イベントの拡充

②味覚の祭典の実施

（５）自然に恵まれた本町の優位性を生かした効果的な宣伝活動の促進

①テレビ、新聞、雑誌等における宣伝啓発

②ホームページにおける宣伝啓発

③全道的なイベント開催時における参加ならびに宣伝啓発

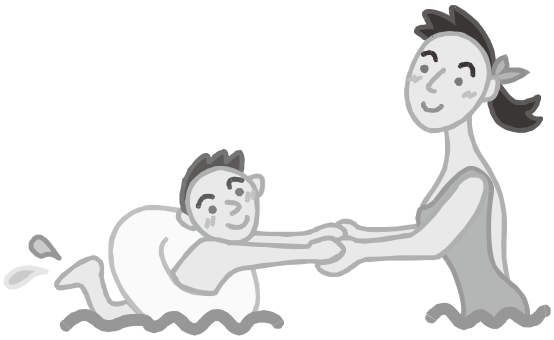

≪雇用・労働≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

本町では、依然低迷する経済、めまぐるしく変化する産業構造、さらには少子高齢化が進む状況の中、町内における雇用確保、労働者の福利厚生の充実に向け取り組んで参りましたが、雇用環境は依然厳しい状況が続いています。

新規学卒者の雇用情勢においても、地元での就職を希望する割合が増加傾向にある反面、現実には地元を離れて求職せざるを得ない状況下にあり、あらためて町内雇用確保への取り組みや支援が必要になっています。

また、急速な高齢化により就業意欲のある高齢者の豊かな経験・知識を活かせる多面的な雇用の場であるシルバー人材センターの活用とあわせ、雇用促進に向けた受け入れ体制の整備が必要となっています。これらの状況から、今後においても引続き労働者の安定した雇用環境を早急に改善していく必要があり、従来までの新規学卒者就職支援の継続や、インターンシップ受け入れによる職場体験、季節未就労者及び労働者等に対する雇用確保対策として、冬期就労の場を確保するための企業・事業者に対する通年雇用化の要請及び雇用促進に対する支援を行うとともに、労働者の生活安定と福利厚生についても引き続き支援して参ります。

２．基本目標

○既存企業の育成に努めるとともに、関係機関と連携し事業創設および拡大による雇用創出を目指す事業者への支援を行い、雇用の場の拡大・確保を図ります。
○冬期間における就労の場の確保に努めるとともに、季節労働者の通年雇用化に向けた支援を行います。
○高齢者の就業機会の拡大を図ります。
○勤労者福祉資金貸付制度の充実と周知に努め、勤労者の生活安定を図ります。

３．主要施策の体系

雇用・労働
- （１）雇用対策の推進
  - ①高齢者雇用対策
  - ②季節労働者対策
  - ③新規学卒者に対する雇用支援
- （２）勤労者の生活安定と福利厚生の充実

◎教育・文化・スポーツの振興を図るための施策

≪学校教育≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

近年、経済・社会構造の変化や少子・高齢化、情報の進展など教育を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、時代の潮流や教育における今日的な課題等を的確に把握し、教育施策を着実に推進するため、学校教育では学ぶ楽しさを実感させ、主体的に学び続ける意欲や態度を育成し、変化の激しい社会で自立して生きていくことができるよう「生きる力」を育むことを基本理念に、各種施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

こうした中、国においては教育基本法が昭和２２年（戦後）制定から約６０年ぶりに平成１８年に改正されたのに続き、翌年には関連の教育３法（学校教育法・地方教育行政法・教員免許法）が改正され、新しい時代の教育の基本理念が明示されました。

学校教育では、本町の将来を担う子どもたちに、社会で活きる実践的な力や、豊かな心と健やかな体をバランスよく育むために、今後も常に経済・社会情勢の大きな変化や国における教育改革の動向などを踏まえ、各種計画の推進に当たっては、ＰＤＣＡサイクルの考えに基づき、毎年度、計画に基づく教育施策の実施状況、効果、課題等について点検、評価を行い、その結果を翌年度以降の施策の展開に着実に反映させながら、経済・社会情勢の変化等に対応した実効性のある計画の推進に努めて参ります。また、本町には、平成２２年４月に道立余市高等学校、仁木商業高等学校、古平高等学校が統合されて開校した余市紅志高等学校が、道内でも数少ない単位制総合学科を取り入れた魅力ある高等学校として設置されており、私立北星学園余市高等学校では全国各地からの転・編入希望者を受け入れるなど、それぞれ特色ある教育課程を展開し、小樽市の道立、私立高等学校を含め、各市町村から相互に通学しており、それぞれ特色ある教育課程を展開しています。

今後においても、道立高等学校の適正配置や私立高等学校への私学助成の取り組みを推進するなど、時代や地域のニーズに対応した学校づくりのための支援に努めて参ります。

２．基本目標

○自ら学び創り出す喜びを大切にする学習活動を推進します。
○思いやりと自ら律する心を大切にする生徒指導を推進します。
○生命を尊ぶ心を大切にする健康・安全教育と教育環境の整備を推進します。

３．主要施策の体系

学校教育
- （１）幼児教育
- （２）義務教育
  - ①教育内容の充実
  - ②開かれた学校づくり
  - ③教育環境の整備
- （３）高校教育
- （４）障害児教育

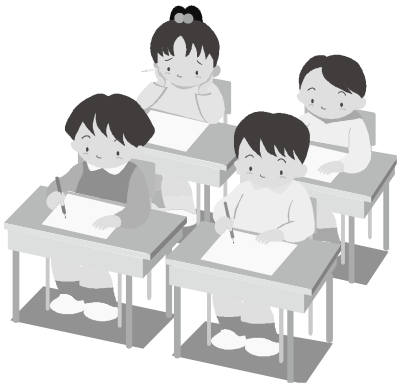

≪社会教育・サークル活動≫

◇社会教育

１．これまでの取り組みと現状・課題

社会教育では、教育基本法第１２条及び社会教育法第２条に基づき、青少年及び成人に対し社会教育関係団体との連携を図りながら教育活動を実施してきました。

女性学級や寿大学を実施し、女性教育と高齢者教育に取り組みました。また、少年教育においては、野鳥観測会や親子うどん及びそば作り体験事業を実施してきました。

成人教育では、公民館文化教室などの各種事業において、参加者の強い教育意欲を垣間見ることができ、より魅力ある事業の推進が望まれている状況です。しかしながら、青年教育については、町内在住の青年層の減少により組織化が実現せず、今後の課題となっています。

また、社会教育施設の適切な管理運営に努めるとともに、学校教育施設の開放促進にも努めます。

２．基本目標

○社会教育事業の各世代に会った教育プログラムの開発・推進に努めます。
○学習機会の拡充と学習成果を身近な分野において活用できる環境を整備します。
○社会教育施設の適切な維持管理と有効活用に努めます。

３．主要施策の体系

社会教育
- （１）教育プログラムの開発・推進
- （２）学習機会の拡充と成果活用環境整備
- （３）社会教育施設の適切な維持管理と有効活用

◇生涯学習

１．これまでの取り組みと現状・課題

近年、少子化、情報化等の経済・社会の変化による人間関係の希薄化や地域社会自体の構造の変化など、地域の教育力の低下の背景となる状況が指摘されている中で、本町においては、町民の学習要望に応えた各種の教室や講座を実施し、その学んだ成果が地域社会に活かされる生涯学習の推進に努めてきました。

しかしながら、全世代を網羅した事業が展開できず、特に青年層に向けた事業の推進が必要です。

今後においては、学校支援地域本部事業、放課後子ども教室、家庭教育支援事業を通して、地域の活性化の取り組みを推進します。

２．基本目標

○生涯学習だよりや町ホームページを利用した各種事業の周知や、図書館独自のホームページの運営を継続活用し、充実に努めます。

○町内の人材を活用し、町民に積極的な学習を推進します。

○生涯学習ボランティアとともに学社融合を推進し、学校支援事業を通し地域の活性化に努めます。

３．主要施策の体系

生涯学習
- （１）生涯学習の多角的な情報提供
- （２）生涯学習体制の効率的運営と町民への学習促進
- （３）生涯学習ボランティアと学校支援事業との連携推進

◇家庭教育

１．これまでの取り組みと現状・課題

少子高齢化や核家族化等の進展に加え、都市化に伴う地縁的なつながりの希薄化などを背景に、家庭の教育力の低下が指摘されており、このことを踏まえ、家庭教育の充実に向けて「親のための学習機会の充実」「啓発活動と相談体制の充実」「親子のふれあいを深める体験活動の推進」に努めてきました。

家庭は、教育の出発点であり、子どもの教育に第一義的な責任を有するものです。しかしながら、家庭内の人間関係の希薄化による家庭の機能不全や価値観の多様化に伴い各種活動への参加も減少傾向にあります。

こうしたことから、幼児期から生涯各期ごとに応じた学習情報の提供や相談体制を充実するとともに、各期の連続性を保ちながら、社会全体で子育てを支えていく意識の醸成を図るなど、家庭教育への一層の支援を推進します。

２．基本目標

○「望ましい家庭づくりを目指す」基本理念の啓発に努めます。
○家庭、地域、関係機関が結びついた子育て意識の醸成に努めます。
○親子が楽しさを共有できる活動の拡充に努めます。

３．主要施策の体系

家庭教育
- （１）啓発活動と支援体制の充実
- （２）学習機会の拡充
- （３）親子ふれあい体験活動の推進

◇芸術・文化

１．これまでの取り組みと現状・課題

町民が潤いと充実した生活を実現するためには、芸術・文化活動は欠かせないものです。

そのために、公募美術展や余市町文化祭を通して、創作する喜びと日頃の成果を発表する喜びを実感するとともに、優れた芸術文化作品を鑑賞することのできる機会を提供するよう努めてきました。

事業実施の中で、新しい活動グループが形成され、「たのしいマジック教室」においては、福祉施設等から求められて公演を行っています。

一方では、従来のサークルや団体においては、高齢化のために会員が減少し、休会となる団体が出てきています。

今後、新しい学習メニューの開発により、若い年齢層も参加しやすい事業の実施を図って参ります。

２．基本目標

○創作活動の高揚と発表の環境の充実を図り、すぐれた芸術・文化鑑賞機会の拡充に努めます。

○文化団体・サークル活動の拡充との自主活動の推進に努めます。

３．主要施策の体系

芸術・文化
- （１）芸術・文化活動の環境の充実と鑑賞機会の充実
- （２）文化団体・サークル活動の拡充と自主活動の推進

◇読書推進活動

１．これまでの取り組みと現状・課題

図書館では、資料の閲覧・貸し出し、調べものの調査などのサービスを行いながら、町民の読書推進に努めてきました。また、身近な生涯学習施設として町民に親しまれ活用されるよう、ボランティアの協力を得ながら、さまざまな行事や催し物を行って参りました。

平成２２年度に配置された「動く図書館車」を活用しながら、各小・中学校のニーズに合わせた資料を配本し、子どもたちに対する読書活動を支援してきました。

また、図書館から遠隔の地域につきましても、「動く図書館車」での巡回サービスを行うとともに、ホームページを開設するなど積極的な情報提供を続けています。

平成２３年度からは、利用者の利便性を図るため、開館時間の１時間延長を試行しています。

しかし、近年の少子化現象に伴い、子どもたちの利用の減少や高齢化に伴い来館できない人々に対する取り組みなどについて今後の課題としながら、より親しまれる図書館活動を行っていきます。

２．基本目標

○町民のニーズに即した資料提供と読書普及活動の充実に努めます。
○町内の各学校（幼稚園・保育園、小・中・高等学校）等との連携を深めながら読書活動の推進に努めます。
○図書館車の機動性を生かしながら広域的読書活動の普及に努めます。
○町民のライフスタイルを考慮しながら、開館時間、休館日等、利用者の利便性の向上に努めます。

３．主要施策の体系

読書推進活動
- （１）広域的図書活動の推進
- （２）学校、他の教育機関との緊密な連携
- （３）読書層の底辺拡大
- （４）近隣市町村や町内ボランティアとの連携強化

≪スポーツ活動≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

町民が生涯にわたりスポーツに親しむとともに、心身ともに健康であり続けるために、スポーツ・レクリエーション活動を推進することが求められています。

余市体育連盟や余市町スポーツ少年団等の関係機関と連携しながら、町民に各種スポーツやレクリエーションの提供に努めてきました。

生涯健康スポーツ教室において、フロアカーリングやトレッキング等の新しい教室を実施するとともに、サークルや関係団体の協力を得た活動を実施してきました。

温水プールや総合体育館では指定管理者制度を導入したことにより、民間の発想による運営が行われ、新しいメニューで事業が展開されています。

今後も、味覚マラソン大会や各種スポーツイベントの振興発展に、関係機関・団体や指定管理者とも連携を図りながら、スポーツの普及と発展に努めます。

また、体育施設の適切な維持管理に努めるとともに、幅広く利用者の拡大に努めます。

２．基本目標

○ニュースポーツを取り入れながら、スポーツの普及に努めます。
○指定管理者との情報交換や連携を深めながらスポーツの振興を図ります。
○体育施設の適切な維持管理と利用者の拡大に努めます。

３．主要施策の体系

スポーツ・レクリエーション
- （１）ニュースポーツの展開とスポーツの普及
- （２）指定管理者との連携とスポーツ振興の拡充
- （３）体育施設の適切な維持管理と利用者の拡大

≪文化財≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

町内には数多くの文化財が点在し、国指定文化財となっている「史跡大谷地貝塚」、「史跡フゴッペ洞窟」、「重要文化財旧下ヨイチ運上家」、「史跡旧余市福原漁場」は、各時代を代表する貴重な文化遺産となっています。「史跡大谷地貝塚」を除く３つの重要文化財と史跡は、適切な保存に努めながら一般公開をしています。

また、これらの国指定の文化財のほか、北海道指定文化財である「西崎山環状列石」、「天内山遺跡出土の遺物」や３３件の町指定文化財、国登録有形文化財である「ニッカウヰスキー㈱北海道工場の建築群」も含めた文化財の適切な活用を図るための、調査研究活動も重要な課題としてきました。

これまでの取り組みとして、関係研究機関や道内外の博物館との相互交流を通じた研究により、それらの文化財の学術的価値を高め、その成果を公表しました。また、町民がより文化財に親しみ、郷土の成り立ちや歴史を知る機会として、公民館の歴史教室や、小中学校への出前講座、区会の催しでの講演会等を実施してきました。

今後においても、貴重な文化財の適切な保護と活用を図って参ります。

２．基本目標

○貴重な文化財を後世に継承していくため、その適切な保存を行います。
○文化財に関わる学術的な調査・研究を推進し、その成果を公開し、保護と活用に役立てます。
○文化財施設の公開を推進し、公開講座、学校、道内外の研究機関や博物館との連携を推進し、情報の収集と公開に努めます。

３．主要施策の体系

文化財
- （１）老朽化する文化財の適切な保存修復、保護思想の啓発と維持管理体制の整備
- （２）資料の収集とデータベース化、各種研究機関・博物館との連携及び成果の公開
- （３）展示の充実と公開の推進、点在する文化財の有機的な活用

◎まちづくりを担う人材を育成するための施策

≪人づくり事業≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

本町では、平成２１年度から町の未来を担う青少年を育成するための事業を実施しています。

この事業は町内の青少年を対象に実施しています。

平成２１年度は福島県会津若松市との地域間交流事業を、平成２２年度には北海道教育大学との協賛によるスポーツ教室を開催しました。

この事業は町民と行政が一緒になり人づくりを進めることが必要であるため、平成２３年２月には余市町の未来を担う人づくり事業推進委員会が設立され、現在は本町人づくり事業の推進母体となっています。

今後とも、本町の人づくり事業のさらなる推進を図るため、民間団体が行う人づくり事業への支援など、町民と行政の協働による事業を推進します。

また、平成２年に、核兵器廃絶への決意の表明として余市町議会により決議されました「非核余市町宣言」の具現化を目的として、毎年８月の平和祈念の日にあわせ、原爆パネル展の開催や札幌市にある「広島・長崎原爆資料展示館」に町内の児童・生徒を派遣する「余市町平和を願うまち推進事業」を行っています。

今後とも町内の児童・生徒を通じ、原爆の悲惨さと平和の尊さを多くの人に伝えていくため、継続して事業を推進して参ります。

２．基本目標

○余市町の未来を担う人づくり事業推進委員会への協力・支援を推進します。
○民間団体による事業実施への支援に努めます。
○余市町平和を願うまち推進事業を継続して実施します。

３．主要施策の体系

人づくり
- （１）町民参画による事業の実施
- （２）民間団体の事業実施への支援
- （３）余市町平和を願うまち推進事業の実施

≪地域間交流・国際交流≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

○地域間交流

本町では、異なる風土・習慣・文化等に出会い、それぞれの地域が刺激を受け、自分自身や郷土を見つめ直し創造性を高め、幅広い視野を持つ人材の育成と新たな地域文化の創造に取り組むため、各種交流活動を展開しています。

福島県会津若松市との交流は、旧会津藩士が本町に入植した縁による交流であり、互いの議会議員の行政視察による交流や民間団体などによる交流、さらには平成２０年７月には余市町の未来を担う人づくり事業の一環として本町の小・中・高校生が会津若松市長やりんご栽培農家を訪問するなど、交流活動を行っています。

さらに交流活動の充実を図るため、各種交流事業に関する情報周知に努めるとともに、民間団体との連携や民間団体などが行う交流活動の活性化を促進して参ります。

○国際交流

本町では、ニッカウヰスキーの創業者竹鶴政孝氏の夫人、リタさんの出身地である英国・イースト・ダンバートンシャイア市（当時ストラスケルビン市））と昭和６３年１０月に姉妹都市提携を結び、交流が行われてきました。

また、平成元年３月には官民一体となった国際交流の推進を図るため、余市町国際交流推進協議会か設立され、姉妹都市との交流をはじめ、構成団体が行う国際交流事業への支援など、本町における国際交流の推進母体となっています。

現在、外国語教育の振興を図るため、町内の小・中学校では平成１１年７月よりＪＥＴプログラムを活用し、外国人のＡＬＴ（語学指導助手）による外国語教育が行われており、さらには、国際交流推進協議会の事業として中央公民館で開催されている英語教室の講師として町民とのふれあいの中で外国語指導を行っています。

今後、本町の国際交流を一層推進するためには、民間レベルで行われる国際交流活動への支援などを推進して参ります。

２．基本目標

○地域間交流

・交流事業に関する情報周知に努めます。
・異なる地域の風土・習慣・文化に触れながら、新たな地域文化の創造に努めます。

○国際交流

・地域の国際化の推進に努めます。
・姉妹都市交流の充実を図ります。
・近隣諸国との交流の推進に努めます。

３．主要施策の体系

地域間交流活動
- （１）交流事業に関する情報周知
- （２）民間団体との連携
- （３）各種交流活動の推進

国際交流の推進
- （１）国際化社会に適応できる人材の育成
- （２）姉妹都市交流の充実
- （３）身近な国際交流の推進

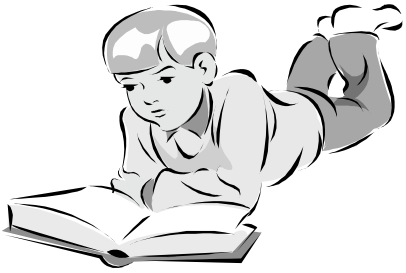

≪宇宙記念館事業≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

余市宇宙記念館は、日本人科学者として初の宇宙飛行士である本町出身の毛利衛さんの偉業に因んで建設され、長年動的な体験観光をイメージした施設として運営されてきましたが、再開後の現在は、これまでのイメージから大きな転換を図り、宇宙開発や自然・地球環境、更には科学情報の発信と学習の場として子供達に夢と感動を与え、毛利衛さんに続く人材を育成していくことを目標にさまざまな取り組みを行っています。

今後においては、科学館としての機能もさらに充実化させるため、展示物や映像機能等のハード面のみならず、リピーター対策としての各種講座等の開設や特別展の開催等ソフト面においても一層の充実を図ることが必要なことから各関係機関・団体との協力体制を構築し、宇宙開発・天文のみならずと科学全般の情報・実験なども取り入れ、学校との連携強化を図り余市宇宙記念館ならではの特色ある事業展開が課題となっています。

２．基本目標

○子供達に夢と感動を与えるため宇宙開発や天文への興味や関心を高めるような各種事業の内容の充実化に努めます。
○科学のおもしろさや不思議さを体験できるようなユニークで工夫された各種教室等の開催に努めます。
○展示物の充実化と特別展等の開催により、魅力ある記念館づくりに努めます。
○各学校との連携のもと、学習の場のとして充実化を図ります。
○ホームページの充実化を図るとともに、広報・ＰＲ活動の推進に努めます。

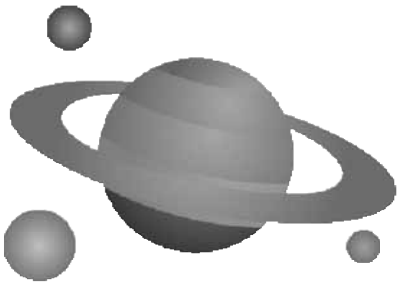

３．　主要施策の体系

宇宙記念館事業

（１）宇宙開発、天文への関心を高めるための事業推進

①各種教室、観測会の開催

②展示解説、館内ガイドの充実化

③プラネタリウム、３Ｄシアター、４次元デジタルシアターの効果的な運用

④「宇宙の日」「宇宙ふれあいデイ」の開催

（２）科学への関心を高めるための事業推進

（３）各関係機関との連携による展示物の充実及び特別展の開催

（４）学校との連携強化の推進

（５）ホームページの充実化と広報・ＰＲ活動の推進

第３節　町民と行政が連携して歩むまちを創る

◎協働のまちづくりを進めるための施策

≪自治基本条例・町民参加≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

　これまで、本町では、町民との協働のまちづくりを進めるため、町政懇談会や各種協議会、さらには町民からの意見募集、ホームページからのメール受付などにより、町民の参加や町民の声を行政の推進に活かせるよう取り組んできましたが、今後町民と行政のさらなる連携を図るため、「自治基本条例」を制定し、明文化することにより、町民参加をシステムとして立ち上げていく必要があります。
　また、余市町男女共同参画計画をもとに、男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革や環境整備を推進するとともに、町民と行政との協働によるまちづくりを力強く進めるため、情報の共有を通して町民参加による町政を推進する必要があります。

２．基本目標

○町民と行政の協働、町民参加のシステムを確立するため、まちづくりの基本的な理念や原則、役割分担、仕組みなどを規定した「自治基本条例」を町民参加のもと制定します。
○男女共同参画のまちづくりを進めます。
○情報公開を積極的に進め、町民と行政との協働による町民参加型のまちづくりを推進します。

３．主要施策の体系

自治基本条例・町民参加

（１）町民参加による「自治基本条例」の制定

（２）共同参画に向けた意識の醸成と女性の社会参加の促進

（３）自治意識の高揚と町民参加活動への支援

≪情報公開と広報・広聴≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

現在、本町では、情報公開制度や「広報よいち」・インターネットホームページをはじめ、平成２３年度からは「余市町の予算説明書」の全世帯配布を行うなど、さまざまな手段を活用した情報の提供に努めるとともに、町政懇談会や各種協議会等により地域の声を的確に把握し、町政に反映するまちづくりを推進しています。

また、インターネットホームページの活用による町外への情報発信とワンストップ窓口を設置し、本町への移住定住の促進に向けた取り組みを行っています。

地方分権の推進と地域の独自性を持ったまちづくりが求められる中で、自己決定・自己責任の原則のもと、町民と行政が一体となって協働のまちづくりを推進していくためには、まちづくりに関する町民からの広聴に努めるとともに、今後とも、「広報よいち」・インターネットホームページの充実と「余市町の予算説明書」の配布等により、町民に対しさまざまな情報の提供を行い、情報の共有化を図ることで、町民と行政の信頼関係を確立し、さまざまな課題解決に対する共通認識を図ることが必要です。

２．基本目標

○町政懇談会や各種協議会等の充実を図るとともに、協働のまちづくりに関して町民と行政が継続して意見を交換することのできる場の創出に努め、町民の声を積極的に町政に反映するための広聴活動に取り組みます。

○町政の動向や情報を的確に町民に伝え、町民と行政の情報の共有化を図るとともに、本町の地域特性を全国各地へ積極的に発信するため、情報公開制度やＩＴ（情報技術）の活用など、さまざまな手段を活用した情報提供など積極的な広報活動に取り組みます。

３．主要施策の体系

情報公開と広報広聴活動
- （１）町政懇談会や各種協議会等の充実
- （２）町民と行政の継続的な意見交換の場の創出
- （３）さまざまな手段を活用した情報提供の推進
- （４）積極的な町外への情報発信による移住定住の促進
- （５）情報公開の充実

≪町民自治≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

地域におけるコミュニティ活動は、地域社会を形成する上で最も重要であり、本町においても、町内各区会をはじめ、ＮＰＯ・ボランティア団体等が組織され、これまでさまざまな分野おいて活発な活動が展開されてきました。

地方分権の進展や社会を取巻く環境の変化が急速に進む中で、住民の自発的なまちづくり意識の高揚を図るとともに、自己決定、自己責任のもと「住民相互の協働」と「住民と行政の協働」によるまちづくり活動を全町的な広がりある取り組みとしていくことが、より一層重要性を増してきており、「自分たちのまちは自分たちがつくっていく」という基本理念のもと、地域のコミュニティ活動の活性化を図りながら、地域住民が地域の課題をともに協力し合い、自ら解決、決定し、住民同士が支え合って地域づくりを進めていくことが求められています。

また、地域と行政とのパイプ役として配置されている「地域連絡員」については、その活動をデータベース化するなど、一層の充実を図ります。

２．基本目標

○町民の自治意識の高揚と主体的な活動がより一層円滑に推進されるよう、組織の育成、支援を行うとともに、活動や協議の場の提供に努めます。
○環境美化・景観形成・地域福祉・自主防災等の地域コミュニティ活動の促進に取り組みます。
○地域連絡員制度の充実により、区会と行政との一層の協働を推進します。

３．主要施策の体系

町民自治
- （１）町内各区会活動の活性化と支援
- （２）各種ＮＰＯ・ボランティア団体の育成、支援
- （３）地域のコミュニティ活動の促進と支援
- （４）地域連絡員制度の充実

◎財政基盤の確立と効率的な行政運営を進めるための施策

≪財政基盤の確立≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

本町の財政は、長期的な景気低迷による町税収入の減少や、過去の景気浮揚対策のための公共事業の実施のために借り入れた起債に対する公債費がいまだ高水準で推移していること、さらには少子高齢化の進展等社会情勢の変化に伴う歳出の増大などにより悪化してきました。

こうした中、「地方公共団体の財政健全化に関する法律」による健全化判断比率により、財政運営上の問題を把握し、問題点を改善することや、地方公社や第三セクターの状況も含め、潜在的なリスクを把握した上で財政運営の健全化を図っていくことが求められております。さらには、新公会計制度により今後は発生主義の考え方と複式簿記の導入が必要とされ、民間企業の会計基準に沿うような貸借対照表等の財務書類を作成することとしています。今後の行政需要に的確に対応するためにも、地方分権の時代にあった財政運営を行い、一層の経費節減と効率的な経費配分により、財政の健全化を図っていくことが課題となっています。

２．基本目標

○財政の健全化に努めます。
○財政の効率化に努めます。
○財政運営の安定化に努めます。

２．主要施策の体系

財政基盤の確立

- （１）財政の健全化
  - ①歳入の安定確保と歳出の節減
  - ②財政基盤の強化
- （２）財政の効率化
  - ①各種施策の効果的な経費配分
  - ②事務事業全般にわたる経費の効率的な執行
- （３）財政運営の安定化
  - 自主財源の確保と借入額の抑制

≪行政改革の推進≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

本町では、危機的な財政状況からの脱却に向け、「行政改革大綱」策定し、平成１７年から平成２１年までの５年間を集中取り組み期間とする「新たな行政改革の取組み」に着手し、財政再建・健全化を最優先課題としてさまざまな取り組みを進めてきました。

さらに平成２２年３月に策定した平成２２年から２４年までの３年間を集中取り組み期間とする「更なる行政改革の取組み」では、引き続き安定的な財政基盤の確立、財政健全化に向けた一層の取り組みとともに、町民主体のまちづくりに向けた行政運営の制度や仕組みなどの改革を進めております。

今後は、ますます進む少子高齢化、人口減少と地方分権型社会の伸展に対応したまちづくりのための行政運営に向けた行政改革の取り組みが必要です。

２．基本目標

○町民と行政がそれぞれの役割に応じて連携、協働して豊かな地域社会に向け、町民主体のまちづくりを進めます。
○社会経済情勢の変化と多様化・高度化する行政需要に適切に対応する効率的で効果的な行政運営に努めます。
○安定した住民サービスの提供、多様な町民ニーズに対応できる機動的で効果的な業務執行体制の整備に努めます。
○安定的な財政基盤の確立、財政健全化に向けた取り組みを進めます。

３．主要施策の体系

行政改革の推進
- （１）協働のまちづくりの推進
- （２）効率的・効果的な行政運営の確立
- （３）機動的な組織機構の構築
- （４）健全な財政基盤の確立

≪行政組織の効率化≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

地方分権の進展に伴い、地方自治体には、地域の実情に合わせた自己責任・自己決定により自らの住む地域を創っていく行政運営が求められています。本格的な少子高齢社会を迎える中、町民が期待する公共サービスは質量ともに拡大しつつあります。限られた行政資源の中で責任を持ってサービスを提供するためには、簡素で効率的な行政運営が求められています。

今後、これまで行政組織で中核的な役割を果たしてきた職員が大量に退職する時期を迎えることから、多様化・複雑化する行政課題に対応できる職員の育成と同時に多様な雇用形態の積極的な活用を図りながら、適正な定員管理を進めるなど、分権時代の進展に対応可能な効率的な行政組織を構築する必要があります。

２．基本目標

○社会、経済情勢の変化と地方分権の進展に対応可能な行政組織の構築に努めます。

３．主要施策の体系

効率的な行政運営
- （１）時代の変化に対応した組織・機構の構築
- （２）時代の変化に対応できる人材（職員）の育成
- （３）適正な定員管理

≪広域行政≫

１．これまでの取り組みと現状・課題

北後志地域においては、余市町・仁木町・古平町・積丹町・赤井川村の５町村で構成している「北後志消防組合」「北後志衛生施設組合」が、一部事務組合として事業を執行しています。また、小樽市を加えた１市４町１村で構成している「北しりべし廃棄物処理広域連合」ではゴミ焼却の広域処理を行っています。さらに平成２２年度には新たに創設された国の「定住自立圏構想」に基づき、中心市の小樽市と北後志５町村との間で「定住自立圏形成協定」が締結されています。

この協定により策定された「北しりべし定住自立圏共生ビジョン」に基づき、本町は１市４町村と連携を図り、定住に必要な生活機能の確保や、自立に必要な経済基盤の整備を目指しています。

また、後志全体での取り組みとしては、後志総合開発期成会など各種期成会に参画し、地域振興を図るため、国や道など関係機関への要望活動を実施しています。

今後の課題としては、広域行政のメリットを活かして効果的・効率的な事業運営に努めるとともに、自治体相互の情報交換を活発に行い、広域観光の推進や広域交通の充実など、圏域全体の活性化を図ることが必要です。

２．基本目標

○周辺市町村との連携により、効率的・効果的な広域行政の推進を図ります。
○「北しりべし定住自立圏」の形成により、圏域全体の生活機能、ネットワーク、マネジメント能力の強化を図ります。
○後志総合開発期成会など各種期成会活動を通し、高速道路の建設促進など、圏域の課題解決を図ります。

３．主要施策の体系

広域行政
- （１）一部事務組合、広域連合のメリットを活かした、効率的・効果的な広域行政の推進
- （２）「北しりべし定住自立圏共生ビジョン」の推進
- （３）広域的な期成会活動への積極的な参画による各種要望活動の推進

資　　料

第１章　　第４次余市町総合計画策定経過

第２章　　第４次余市町総合計画策定に係る組織体制

第３章　　余市町総合計画審議会条例

第４章　　諮問書（写）・答申書（写）

第５章　　町民参加

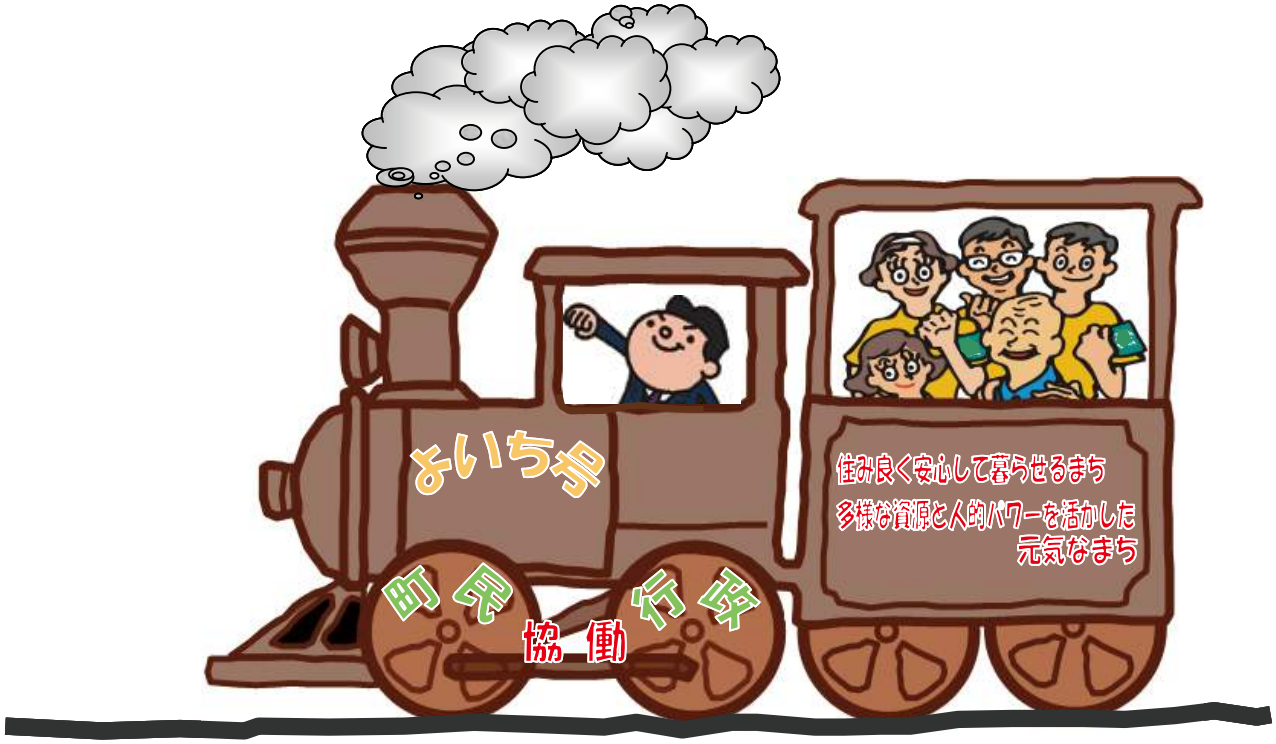

第１章　第４次余市町総合計画策定経過

平成２３年（２０１１年）

４月２２日	第１回余市町総合計画策定委員会開催
７月２６日	第１回余市町総合計画策定作業委員会開催
８月　５日	第１回余市町総合計画策定作業委員会産業・観光・建設・教育部会開催
８月　９日	第１回余市町総合計画策定作業委員会行財政部会開催
８月１１日	第２回余市町総合計画策定作業委員会行財政部会開催
８月１７日	第１回余市町総合計画策定作業委員会福祉・保健・環境部会開催
８月１７日	第２回余市町総合計画策定作業委員会産業・観光・建設・教育部会開催
８月１８日	第３回余市町総合計画策定作業委員会行財政部会開催
	第１回余市町まちづくり協議会
８月２２日	第２回余市町総合計画策定作業委員会福祉・保健・環境部会開催
８月２４日	第４回余市町総合計画策定作業委員会行財政部会開催
８月２４日	第３回余市町総合計画策定作業委員会産業・観光・建設・教育部会開催
８月２６日	第３回余市町総合計画策定作業委員会福祉・保健・環境部会開催
８月３０日	第５回余市町総合計画策定作業委員会行財政部会開催
８月３１日	第４回余市町総合計画策定作業委員会福祉・保健・環境部会開催
９月　１日	第２回余市町総合計画策定委員会開催
	第２回余市町まちづくり協議会
９月　５日	第６回余市町総合計画策定作業委員会行財政部会開催
９月　７日	第５回余市町総合計画策定作業委員会福祉・保健・環境部会開催
９月　８日	第３回余市町まちづくり協議会
９月１２日	第７回余市町総合計画策定作業委員会行財政部会開催
９月１５日	第６回余市町総合計画策定作業委員会福祉・保健・環境部会開催
９月２１日	第８回余市町総合計画策定作業委員会行財政部会開催
９月２１日	第２回余市町総合計画策定作業委員会開催
９月２２日	第４回余市町まちづくり協議会
１０月１２日	第５回余市町まちづくり協議会
１０月１３日	第１回余市町総合計画審議会開催
１０月２４日	第２回余市町総合計画審議会開催（10 月 20 日諮問）
１１月　１日	第３回余市町総合計画審議会開催
１１月１８日	第４回余市町総合計画審議会開催
１１月２２日	第４次余市町総合計画案について開催（答申）

平成２４年　２月　２日	第３回余市町総合計画策定委員会開催
２月　３日	余市町議会へ第４次余市町総合計画案提案、審査特別委員会設置
２月７日～２月９日	余市町議会第４次余市町総合計画審査特別委員会
２月１３日・２月１４日	余市町議会第４次余市町総合計画審査特別委員会
２月２４日	余市町議会　第４次余市町総合計画案可決

第２章　第４次余市町総合計画策定に係る組織体制

第１節　余市町総合計画審議会委員名簿

審議会会長	米坂利治	余市町区会連合会
審議会副会長	松原友香	余市町女性団体連絡協議会
委員	伊戸隆紀	余市商工会議所
〃	新藤修	余市町農業協同組合
〃	篠谷誠	余市郡漁業協同組合
〃	内海博一	余市水産加工業協同組合
〃	藤田哲朗	余市町商店街連合会
〃	佐藤幹男	余市観光協会
〃	野呂栄	余市体育連盟
〃	岩戸てる子	余市文化協会
〃	彫谷泰嗣	余市町ＰＴＡ連合会
〃	堀川一	余市青年会議所
〃	芳賀昭博	余市町校長会
〃	野村悌二	余市地区支部連合
〃	遠藤勤	余市町老人クラブ連合会
〃	吉野幸雄	余市町社会福祉協議会
〃	中村公彦	余市建設業協会
〃	赤石達也	北海道建築士会余市支部
〃	谷定子	余市町食生活改善推進員会

１９団体、１９名（順不同・敬称略）

第２節　余市町総合計画策定委員会委員名簿

委員長	渡辺秀樹	副町長
副委員長	武藤　寿	教育長
委員	中村寿仁	総務部長
〃	滝山郁夫	民生部長
〃	藤平哲也	経済部長
〃	新藤耕二	建設水道部長
〃	鍋谷慎二	総務課長
〃	盛　昭史	企画政策課長
〃	小林英二	行政改革推進課長
〃	山本金五	財政課長
〃	澤谷栄治	税務課長
〃	佐々木　隆	町民福祉課長
〃	永井克憲	高齢者福祉課長
〃	岩戸宏平	保健課長
〃	柳田義孝	環境対策課長
〃	大西陽一	農林水産課長
〃	山本正行	商工観光課長
〃	角井　敦	建設課長
〃	池田　徹	下水道課長
〃	中村　淳	水道課長
〃	神山廣美	会計課長
〃	高橋紀代美	監査委員事務局長
〃	川村　真	選挙管理委員会事務局長
〃	堀内　学	農業委員会事務局長
〃	東　倫宏	学校教育課長
〃	飯野徹郎	社会教育課長

２６名

第３節　余市町総合計画策定委員会作業委員会委員名簿

委員長	亀尾　次雄	下水道課主任技師
副委員長	佐々木　大介	環境対策課廃棄物対策係主査
委員	増田　豊実	総務課人事厚生係長
〃	森谷　満	総務課総務係主査
〃	松尾　智幸	行政改革推進課行政改革推進係主査
〃	荒井　拓之介	財政課財政係主任
〃	水野　貴司	税務課課税係主査
〃	奥寺　淳	税務課納税係主査
〃	近藤　祐子	町民福祉課主任保育士
〃	大森　直也	町民福祉課戸籍住民係主査
〃	高谷　眞優美	高齢者福祉課介護認定係長
〃	坂本　満彦	保健課主幹
〃	高田　有紀子	保健課保健指導係主査
〃	須藤　明彦	商工観光課主幹
〃	小林　武	商工観光課観光振興係主査
〃	中坂　好孝	農林水産課農政振興係主査
〃	庄木　淳一	農林水産課農地整備係主査
〃	能代　賢治	農林水産課水産振興係主任
〃	高橋　良治	農業委員会次長
〃	篠原　道憲	建設課技術係長
〃	二木　二郎	建設課建築係主査
〃	当宮　光裕	建設課公営住宅係長
〃	笹山　美幸	水道課業務係主査
〃	藤塚　幸一郎	水道課浄水係主査
〃	加藤　明	学校教育課学校教育課主幹
〃	古山　知子	学校教育課学校教育係主査
〃	今井　貴之	学校教育課学校教育係主任
〃	浅野　敏昭	社会教育課社会教育係長
〃	小池　美穂子	社会教育課社会教育係主査
〃	石川　騰	社会教育課図書館係主査

３０名

第４節　余市町総合計画の策定体制

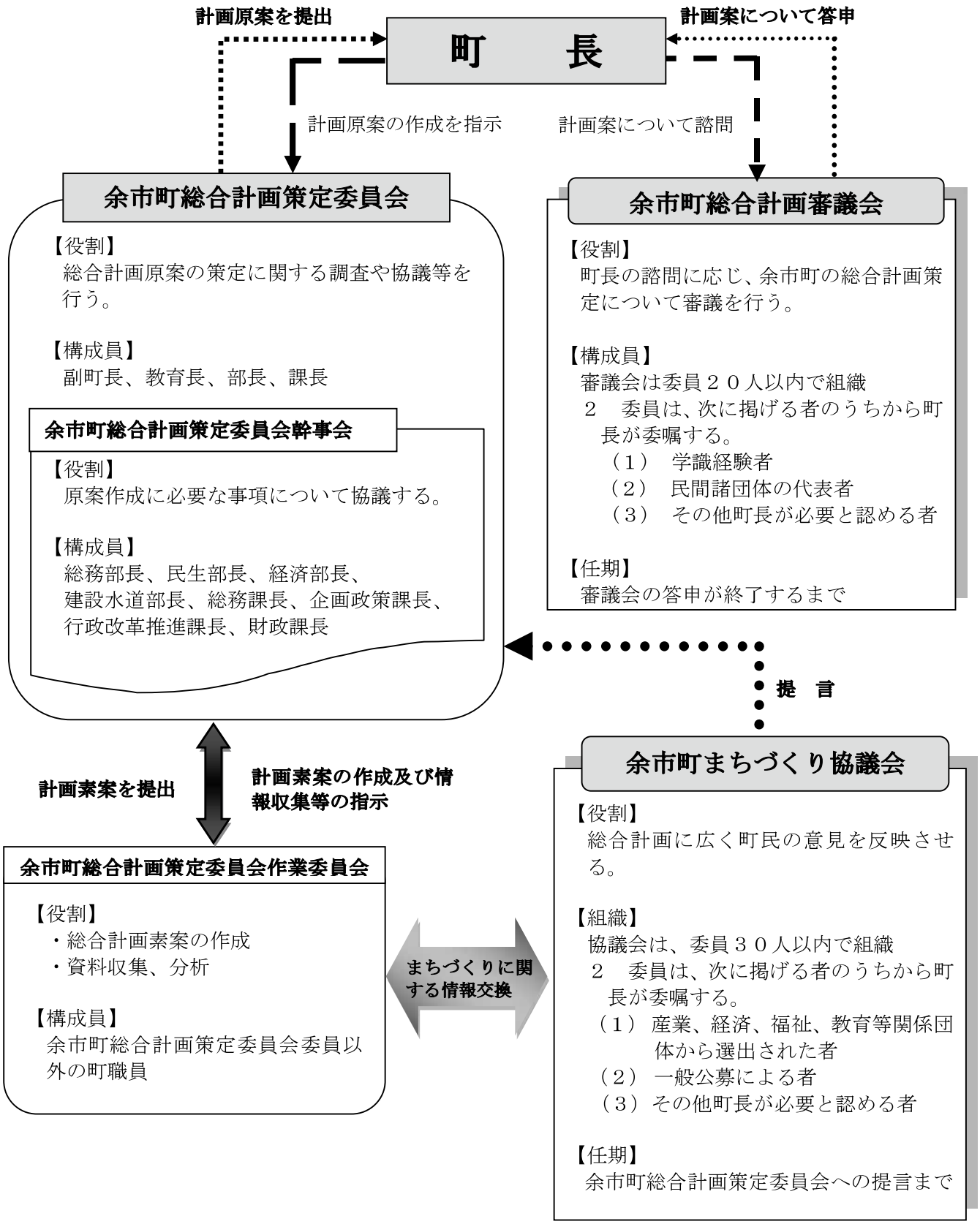

第３章　余市町総合計画審議会条例

余市町総合計画審議会条例

（設置）
第１条　町長の諮問に応じ、余市町の総合計画（基本構想及び基本計画をいう。）策定について審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、余市町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（組織）
第２条　審議会は、委員20人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
（１）　学識経験者
（２）　民間諸団体の代表者
（３）　その他町長が必要と認める者
（任期）
第３条　審議会の委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。
（会長及び副会長）
第４条　審議会に会長及び副会長各１名を置き、委員の互選により定める。
２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第５条　審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（分科会）
第６条　審議会は、必要に応じ、委員で構成する分科会を置くことができる。
２　分科会の委員は、会長が指名する。
３　分科会に分科会長を置き、所属委員の互選によって定める。
４　分科会は、分科会長が招集し、分科会長がその議長となる。
（庶務）
第７条　審議会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。
（委任）
第８条　この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は町長が定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成４年８月１日条例第22号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成13年６月15日条例第16号）
この条例は、公布の日から施行する。

第４章　諮問書（写）・答申書（写）

諮問書（写）

余　　総　　企　　号
平成２３年１０月２０日

余市町総合計画審議会
会長　　米　坂　利　治　　様

余 市 町 長　　嶋　　保

第４次余市町総合計画案について（諮 問）

余市町総合計画審議会条例（平成３年余市町条例第６号）第１条の規定に基づき、別添の第４次余市町総合計画案について貴審議会の意見を求めます。

答申書（写）

余　総　審　第　１　号
平成２３年１１月２２日

余市町長　嶋　　保　　様

余市町総合計画審議会
会　長　　米　坂　利　治

第４次余市町総合計画（案）について（答申）

平成２３年１０月２０日付け余総企号をもって諮問のありました、第４次余市町総合計画案について慎重に審議した結果、適当であると認め、下記の意見を付し答申します。
なお、貴職におかれましては、下記に留意し、総合的かつ計画的な行財政運営を着実に推進されることを期待します。

記

1　第４次余市町総合計画において掲げられた目標を着実に具現化するよう鋭意努力していただきたい。
2　本計画に関する趣旨や内容について分かりやすく町民に周知し、町民の理解を求め、町民と協働によるまちづくりを推進していただきたい。
3　行政改革の推進と効率的な行政運営に努めていただきたい。

第５章　町民参加

余市町まちづくり協議会委員名簿

協議会会長	大澤尚史	リタロードを守る会
協議会副会長	吉野純一	余市町地域子ども会連絡協議会
委員	平位敬二	余市商工会議所
〃	前川孝司	余市商工会議所
〃	宮野秀子	余市町農業協同組合
〃	木村幸司	余市町農業協同組合
〃	奈良憲児	余市郡漁業協同組合
〃	伊藤正	余市郡漁業協同組合
〃	板倉俊久	余市水産加工業協同組合
〃	越智直美	余市水産加工業協同組合
〃	山本幸章	余市観光協会
〃	伊波敏男	余市町商店街連合会
〃	松浦一法	余市建設業協会
〃	中山善彦	北海道建築士会余市支部
〃	横山恭子	余市文化協会
〃	鈴木一弘	余市体育連盟
〃	彫谷泰嗣	余市町 PTA 連合会
〃	佐々木儀春	余市町社会福祉協議会
〃	星野まどか	余市町ボランティア団体連絡協議会
〃	木下浩也	余市ケアマネ連絡協議会
〃	堀川一	余市青年会議所
〃	菅原靖範	余市青年会議所
〃	酒井和也	余市地区支部連合
〃	竹内英子	余市町女性団体連絡協議会
〃	佐藤ゆり	余市町女性団体連絡協議会
〃	茅根英昭	一般公募による委員

１９団体、一般公募　２６名（順不同・敬称略）

意見募集用紙

提出年月日：平成２３年　　月　　日

（ふりがな）	
氏　名 （法人名）	
ご 住 所	

ご　意　見　等
まちづくりの基本構想と基本計画 １．まちづくりの基本構想　２．まちづくりの基本計画　３．計画全体
ご意見をご記入ください。

【提出先】
余市町役場 総務部 企画政策課
〒０４６－８５４６　余市町朝日町２６番地
ＴＥＬ　０１３５－２１－２１４２
ＦＡＸ　０１３５－２１－２１４４
電子メール　kikaku-s@town.yoichi.hokkaido.jp

募集締切：平成２３年１１月４日（金）

余市町総合計画案に関するご意見について

●余市町では，現在の第３次余市町総合計画が今年度をもって計画期間が満了することから、平成２４年度から平成３３年度までの１０年間を計画期間とする「第４次余市町総合計画」の策定作業を進めています。

●このたび、第４次余市町総合計画（案）を作成しましたので、別添の計画（案）に関するご意見をお聞かせください。
　なお、ご意見等につきましては、「意見募集用紙」にご記入の上、備え付けの投書箱に投入して下さい。

※お寄せいただいたご意見等の内容を確認させていただく場合がありますので，氏名（法人の場合は法人名と提出代表者氏名）及び住所を必ず明記してください。

余市町総務部企画政策課

余市町まちづくり協議会の目的と位置づけ

余市町まちづくり協議会は、第４次余市町総合計画の策定にあたり、町民の意見を広く反映させることを目的として、本町のまちづくりに関する協議を行い、余市町総合計画策定作業委員会と連携して作業を行うものとして位置づけられます。

余市町まちづくり協議会の開催経過

余市町まちづくり協議会は全部で５回開催され、第２回開催からまちづくりに関するグループ協議が行われました。また最終回となる第５回は、余市町役場職員で構成される余市町総合計画策定作業委員会との合同開催とし、協議会委員の皆さんと本町の職員がこれからのまちづくりについて意見を交わしました。

開催日程

開　催　年　月　日	日　　程	内　　容
平成２３年　８月１８日（木）	第１回 まちづくり協議会	○　協議会の設立、委嘱状交付 ○　役員の選任、グループ分け
平成２３年　９月　１日（木）	第２回 まちづくり協議会	○　協議テーマ **「多様な資源と人的パワーを活かした元気なまちづくり」**
平成２３年　９月　８日（木）	第３回 まちづくり協議会	○　協議テーマ **「住み良く安心して暮らせるまちづくり」**
平成２３年　９月２２日（木）	第４回 まちづくり協議会	○　協議テーマ **「町民と行政の協働によるまちづくり」**
平成２３年１０月１２日（水）	第５回 まちづくり協議会	○　協議テーマ **「町民と行政の協働をより進めていくために」** ○　まちづくり協議会を振り返って

※第５回まちづくり協議会は余市町総合計画策定作業委員会との合同開催

町長が描くまちづくりのビジョン

町長から協議会委員の皆さんに、以下のとおり説明がありました。

計画策定にあたっての時代認識

① 地方分権時代

国と地方はいまや対等の関係になっている。職員には国や道の指示を待って仕事をする時代は終わったと伝えている。

② 厳しい財政状況

国・地方ともに大変な財政難に直面している。

③ 人口減少と少子高齢化

日本全体が人口減少と少子高齢化社会を迎えており、本町も１０年後の人口は１９，０００人程度にまで減少すると見込まれる。

新たな総合計画像

① 町民と行政との連携でつくる計画

計画策定の段階から町民と連携して取り組む。

② 資源を活かす計画

地域にある資源や施設、人材の効率的・効果的活用を図る。

③ しっかりとした目標が設定された計画

この総合計画を「絵に描いた餅」で終わらせないようにする。

総合計画のテーマ

① 住み良く安心して暮らせるまちづくり

② 多様な資源と人的パワーを活かした元気なまちづくり

③ 町民と行政が連携して歩むまちづくり

まちづくり協議会のすすめ方

本協議会では、委員の皆さんが日常生活で感じている町全体や地域の現状・課題を再認識した上で、１０年後の余市町がどうあるべきか、そのためには町民と行政がどのように協力し、どうやってまちづくりを進めていけばよいかについて話し合いました。

協議会のすすめ方としては、いくつかの班に分かれ、毎回異なるテーマについてワークショップ形式で協議を行いました。

ワークショップによる話し合いの心得

１．ほかの人の発言をさえぎらないこと
２．ほかの人の発言を批判しないこと
３．ほかの人の意見を尊重すること
４．全員が平等であること
５．時間を厳守すること
６．参加した全員が発言をすること

多様な資源と人的パワーを活かした元気なまちづくり

協議テーマ

・「元気なまち」とはどんなまちのことだろう？

・余市町の多様な資源について

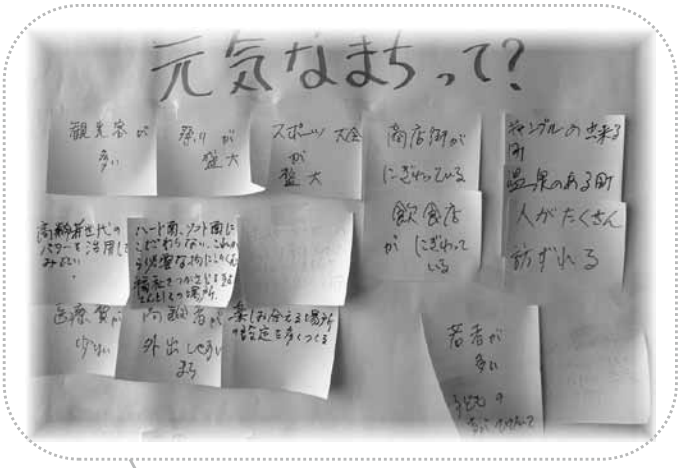

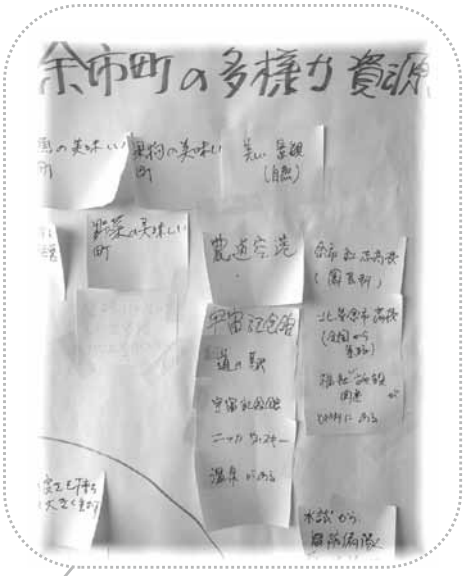

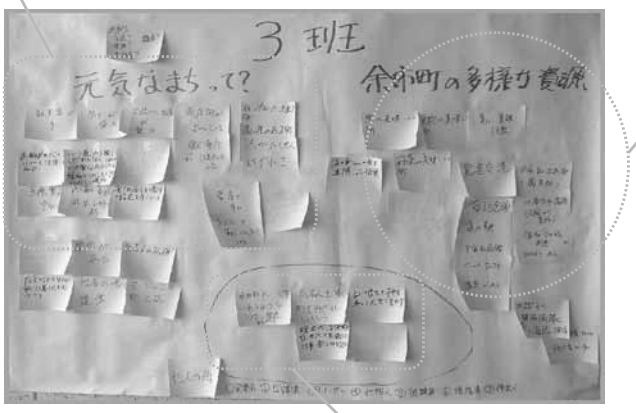

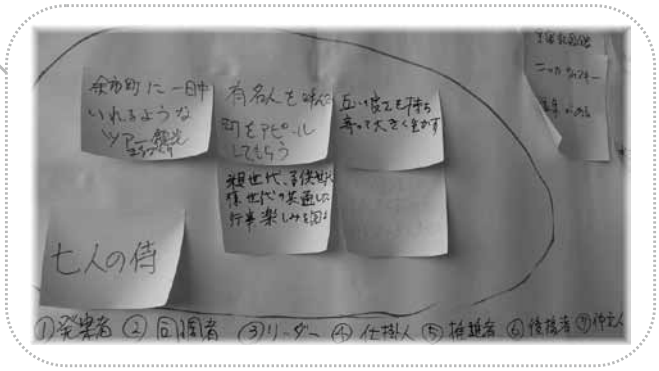

◆主な意見

＜元気なまちとはどんなまちだろう？＞

○ 子どもたちが安心して暮らし、大人の指導によってではなく子どもたち同士で楽しく安全に遊ぶことができていて、町中で子どもたちの声が聞こえる。また、母親が子どもを産み、育てるための環境が整っており、笑顔で暮らすことができる。

○ 住民間の交流や相互協力活動が活発で、子どもからお年寄りまで生きがいを持って外に出ることができる。町内に世代ごと・世代をまたいだイベントがあるなど、出会いの場が多く、若者がたくさんいる。

○ お祭りや観光客向けのイベントが盛大で商店街がにぎわっており、常に新しい情報が発信されることで、町外から多くの来訪者がある。

＜余市町の多様な資源について＞

○ 果樹農業や漁業等の産業が盛んで、冷涼な気候、余市川の清流や北限の鮎、シリパ岬に続く海岸線等の自然環境と、フゴッペ洞窟やストーンサークル、運上家等の歴史的文化財がたくさんある。

○ おいしい魚、果物をもっと活かすために、官民一体となって加工技術の進歩に取り組み、付加価値をつける商品開発を推進すべき。また、観光客に加工体験をしてもらったり、遊休地を有効活用することで、体験農業やちょっと暮らしの推進を図り、定住人口を増やす必要があるのではないか。

○ 毛利衛さん、スポーツ選手等の有名人や、陶芸家等の芸術家、またそれらを支援する町民の方と連携し、余市のＰＲにつなげていくべき。

住み良く安心して暮らせるまちづくり

協議テーマ

・いま心配なこと、不安なことは何だろう？

・心配を「安心」に変えるには、どうしたらよいだろう？

◆主な意見

○ 豪雪や豪雨、台風等の自然災害に対する対応はどうなっているのか。町民のデータ管理体制や避難道路はどうなっているか町民はまったく知らない。地域ごとの災害委員を設置するなど、災害に対する行政、企業、住民の対応基準を整備した上で、もっとわかりやすい形で町民に周知し、不備があれば訂正を図るべきではないか。

○ 余市には常設の産科がないので安心して子どもを産める環境を整備してほしい。病気に対する不安もあるので、医師の移住を推進し、健康ポイントを設けるなど町民の元気なからだづくりに取り組むべき。

○ 高齢化やコミュニティの弱体化に伴う老後の一人暮らしや、孤独死に対するお年寄り、障がい者の不安（経済的負担、お互いに相談できる横のつながりがない）。住民の見守り活動等地域で支えあう体制を築く必要がある。

○ 町による地域福祉計画の策定はどうなっているのか。介護施設の増設や空き家や民家を利用したグループホームに対する補助などはできないだろうか。

○ 地方の衰退に伴う商店街の空き店舗の増加や観光客の減少に対して、官民一体となった取り組みが必要ではないか。空き店舗をコミュニティのオープンカフェ等に利用したり、農漁業や加工を体験できるような観光振興を推進して観光客を増やす取り組みを行うべき。

○ 第１次産業の担い手不足の問題や、不景気から働く環境が少ないことによる若者の流出が心配。各産業の増加と６次産業の推進を図るとともに、雇用機会を増やすために企業誘致に取り組むべきではないか。

○ 高校の生徒数の減少や、若者の晩婚化に伴う町内の人口減少が心配。スポーツ振興のイベントを増やし、若者のボランティアを募集するなど工夫する必要があるのではないか。札幌圏に近い強みを活かし、産業の誘致とあわせ移住・定住政策に重点をおいて取り組むべき。まほろばの郷のＰＲ等、小樽～余市間の高速道路開通に向けた官民一体の取り組み。

町民と行政の協働によるまちづくり

協議テーマ

・協働ってどんなこと？

・「行政の役割」と「町民の役割」とは何だろう？

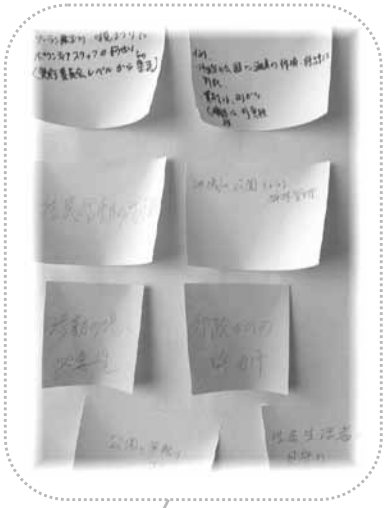

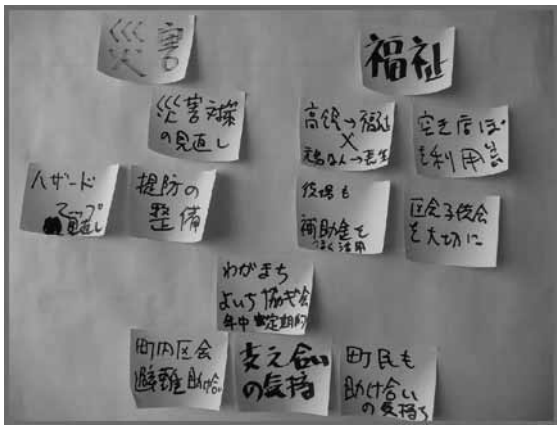

◆主な意見

○ ごみ袋を町民が購入して、行政が収集するという作業は協働のモデルケースといえるのではないか。ごみステーション周辺の清掃は町民にもできる。海浜清掃等もボランティアごみ袋をもらって、まとめておいて行政がトラックで取りに来るなど、協力して行うことによって町内の美化につながる。

○ 以前下水側溝の清掃を行ったときに、区会で清掃活動を行った数日後に作業車が来て同じところをきれいにしていったことがある。行政と町民の横のつながりが取れていないためにこのようなことが起こるのだと思う。

○ 雪かきについては、自分の家の前は自分たちですべき。その上で込み入った住宅街で雪捨て場がない場合に、行政が空き地の所有者に許可をもらって、雪捨て場を確保してもらいたい。雪捨て場があれば、そこに雪を捨てるのは自分たちでできる。

○ 町民は自分勝手になんでもやるのではなく、ゆとりを持って地域とのつながりを大事にすべき。「お互いさま、おかげさま」の気持ちを大事にすることはみんなできる。

○ 町民がして欲しいことが行政に伝わっていないので、各町内に現役職員を設置してパイプ役を作るなど町民の意見を吸い上げる工夫をして欲しい。行政のニーズも町民に対してうまく伝わっていないので、行政として困っていることは町民にしっかり伝えて欲しいし、そのための協議する場が不足していると思う。

○ 町内の公園や遊具の維持管理については、町民も協力してもらえるのではないか。草取りなどは地域住民に参加してもらうなど、公園を維持するための町民と行政の役割をはっきりさせて提示すべき。

○ ソーラン祭りなどイベントのボランティアスタッフについては、いつも直前になって要請されるので、情報の提供や顔の見える活動の場を作っていくべきだと思う。ボランティア団体の活動の場は、会長の個人宅になっていたりするので、行政の役割としてその環境を整備する必要があるのではないか。

○ たとえば「わがまち余市協議会」をつくって、年齢や職業を問わず募集し、自分たちが望むまちづくりを話し合い、行政に提言書なりを提出し、行政もそれに対して返答するという形をとればよいのではないか。このような取り組みを定期的に続けていかなければ協働のまちづくりというものはできないと思う。

町民と行政の協働をより進めていくために

協議テーマ

・ 協働による町民と行政の役割と方向性の整理

・ 協働によるまちづくりによる目標（姿）

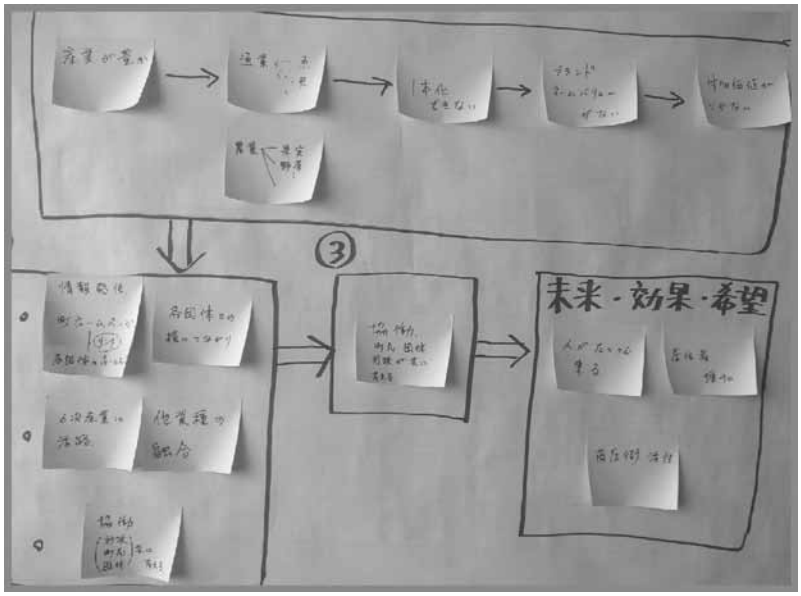

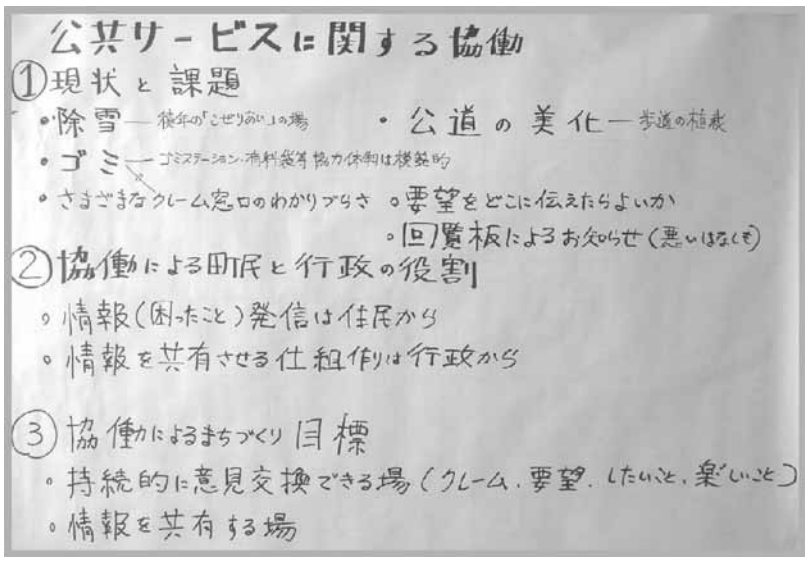

◆主な意見

○ 高齢者や障がい者の見守り活動については、住民が意識することによって、孤独死などの解消につながると思うが、普段のご近所づきあいによるものが大きいので、行政が呼びかけをして、積極的に町民にお願いをするなどしてもらいたい。

○ 除雪等に関して、行政からマナーの悪いケースについて回覧が回ったことがあるが、そういうことをはっきり言ってもらえると、住民もそれについて考える機会ができると思う。

○ 余市町のホームページを活用し、行政と町内の各団体との横のつながりを密にしていくべき。総合計画の策定は１０年に１度のものだが、定期的に町民と行政とが意見交換できる場を設け、いま抱えている現状や課題を認識しあうことで、魅力あるまちづくりが出来ると思う。

○ 行政は町民に遠慮している、町民は行政がやってくれると思っている、とお互いの意識がずれているために、行政が求めるまちづくりというものが住民に見えて来ないと思うので、行政がまず住民や町内会にしっかり必要なことを伝えるべき。また行政から町民に伝える際には、結果だけではなくてどうしてそうなったのか、プロセスにもしっかり言及してもらいたい。またプロセスの段階から住民に参加してもらうことで、町民と行政の間で情報共有が図られるのではないか。

○ たとえば近所のお年寄りが自分の家の前の除雪をした際に手首をひねって困っているなど、行政はなかなか知ることができないので情報の発信を住民の側からすることも必要だと思う。

○ あそこではこういう悪いことが、こちらではこういう良いケースがあるとしっかり話すことが大事で、そのような話し合いを１回で終わらせずに定期的に場を設けることは、非常に有意義なことだと思う。町民と行政の共通目標として、お互いがもっと簡単に、フランクに、かつ持続的に話し合える場がほしい。

用語解説

ア

■一部事務組合（Ｐ93）

複数の地方公共団体の事務の一部について、共同処理や施設の共同設置・管理を行うために地方自治法に基づき設置されるもの

■エコファーマー（Ｐ62）

平成11年（1998年）に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づいて認定された農業者。都道府県が定める指針に基づいて、持続性の高い農法とされる堆肥による土づくり、化学肥料・農薬低減技術を組み合わせて農業生産を行う農業者。認定されると農業改良資金を借り入れた場合、通常10年の償還期間が12年に延長され、貸付金の最高額が増額されるなどの特例措置を受けられる

■ＮＰＯ法人（Ｐ33）

Non Profit Organization。民間非営利組織。平成10年（1998年）12月に「特定非営利活動促進法」（通称NPO法）が施行。所管庁が法人格の認証を与える。保健・医療・福祉の増進、社会教育の推進、文化・芸術・スポーツの振興等12分野における市民の自発的非営利活動団体

カ

■広域連合（Ｐ93）

複数の都道府県・市町村・特別区にまたがる広域の行政事務を処理するために設立される地方公共団体の組合。平成6年の「地方自治法」改正により創設

■耕作放棄地（Ｐ25）

定義には2つある。①毎年8月1日現在の状況を対地調査した（経営者の意思は確認できない）ものですでに2年以上耕作せず、かつ将来も耕作し得ない状態の土地をさし、耕地の壊廃面積として、毎年経営耕地から除外する。②5年ごとに経営者から調査する「農業センサス」では、過去1年間作付されておらず、今後数年間のうちに再度耕作するはっきりとした意思のない土地

サ

■指定管理者制度（Ｐ78）

多様化する市民ニーズにより効果的で効率的に対応するために、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減などをはかることを目的とした制度

■障害者自立支援法（Ｐ37）

「障害者基本法」の基本的理念に基づき、これまで障がいの種類別に異なっていた福祉サービスや公費負担医療等を統一することで共通のサービスにより、障がいのある人が地域で自立した生活をおくることをめざす制度。「障害者福祉サービスの一元化」「障がいのある人がもっと働ける社会の構築」「地域の限られた社会資源を活用できるよう規制の緩和」「サービスの支給手続きと基準の透明化、明確化」「サービス費用の利用者1割負担と国の費用負担の義務化」の5つを大きな柱としている。平成18年4月施行

タ

■男女共同参画（Ｐ85）

平成8年（1996年）に総務庁男女共同参画審議会が答申した女性政策の指針「男女共同参画ビジョン」のなかで定義されている。男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が平等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うべき社会のこと

■地方分権（Ｐ88）

中央政府が自治体に対して制度や実際の運用面で、政治、行政、財政上の自治や自立性を大幅に認めている仕組み

■トレンド方式（Ｐ24）

過去における既知の人口数値を使用して将来の人口数値を予測するもので、将来の任意の年に対する人口数値を予測し、将来人口を推計する方法。

■ノーマライゼーション（Ｐ37）

障がい者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという理念を「ノーマライゼーション」という。障がいなどのある人もない人も、だれもが人権を尊重され自分らしく自然に生きている社会（ノーマルな社会）をさす

ハ

■ＰＤＣＡサイクル（Ｐ71）

事業の効果を的確に把握し常に改善を行っていくことであり、政策、施策、事務事業のすべてに成果目標を設定しプラン（Plan）→ドゥー（Do）→チェック（Check）→アクション（Action）のサイクルにより資源（予算・人材）を有効かつ効率的に配分・活用できるようにする考え方。評価「チェック（Check）」が確実に行動「アクション（Action）」につながり、予算編成・人員配置などや、施策・事業の企画立案など、次の計画「プラン（Plan）」に的確に反映される仕組みとして行政評価を適切に運用することが求められている

■ブランド化（Ｐ16）

特許庁は商標法を一部改正して、平成１８ 年（2006年）4月1日より、地域名と商品名を組み合わせたブランド（名の通った銘柄。商標）を商標として登録する制度（地域団体商標登録制度）を発足させた。従来は全国的に知名度がある場合に限られていたが、今回の改正では隣接県等で認識されていればよいことに緩和された。これは地域発の商品・サービスのブランド化と地域イメージブランド化の相
乗効果と好循環により、地域外への販路拡大と資金等の地域内呼び込みを目的にしている

■Ｙｅｓ！clean(P62)

道内で生産された農産物を対象に、農産物ごとに定められた化学肥料や化学合成農薬の使用量の上限や他の農産物との分別収穫・保管・出荷、生産集団の構成員が栽培履歴を記帳するなど一定の基準をクリアし、生産・出荷される農産物について「YES！cleanマーク」を表示し、あわせて化学肥料や化学合成農薬の使用回数などの栽培情報を知らせる制度

■ボランティア（Ｐ74）

本来は有志者、志願兵の意味。社会福祉においては、無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者

■ビジョン（Ｐ3）

未来像。展望。見通し。

マ	
■モビリティ（Ｐ7）	動きやすさ、移動性、機動性。交通分野では、人が社会的活動のために交通（空間的移動）をする能力を指す。

ヤ	
■遊休農地（Ｐ25）	耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

ラ	
■６次産業化（Ｐ16）	農業について、生産だけでなく加工・流通・販売等も統合的に取り扱うことで、事業の付加価値を高める経営形態にすること。第一次産業（生産）、第二次産業（加工）、第三次産業（流通・販売等）を足した（掛けた）形態で、農学博士の今村奈良臣氏が提唱

第４次余市町総合計画

住み良く安心して暮らせる元気なまち

発行日　　平成２４年４月

発　刊　　〒046-8546
北海道余市郡余市町朝日町２６番地
ＴＥＬ　0135-21-2111
ＦＡＸ　0135-21-2144

企画編集　　余市町総務部企画政策課

この冊子は環境保全のため再生紙を使用しています。